

令和7年第4回（12月）大郷町議会定例会会議録第1号

令和7年12月2日（火）

---

応招議員（12名）

1番	鈴木安則君	2番	赤間繁幸君
3番	鎌田暁史君	4番	鈴木利博君
5番	赤間則幸君	6番	佐々木和夫君
7番	鈴木恵子君	8番	金須新一君
9番	田中三恵子君	10番	熱海文義君
11番	高橋重信君	12番	石垣正博君

---

出席議員（12名）

応招議員と同じ

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	総務課長	熊谷有司君
財政課長	菅野直人君	まちづくり政策課長	高橋優君
復興推進課長	武藤亨介君	復興推進課技監	櫛濱学君
税務課長	片倉剛君	町民課長	千葉昭君
保健福祉課長	小野純一君	農林振興課長	本間文二君
商工観光課長	武田力也君	地域整備課長	遠藤步未君
上下水道課長	赤間良悦君	会計管理者	伊藤義継君
学校教育課長	角田倫明君	社会教育課長	齋藤正智君
選挙管理委員会委員長	及川守江君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦光 次長 千葉真弓 主事 高橋映瑠

---

議事日程第1号

令和7年12月2日（火曜日） 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第 3 議長の諸般の報告  
日程第 4 委員会報告  
日程第 5 町長の行政報告  
日程第 6 一般質問〔6人 16件〕

◎一般質問通告順

1. 5番 佐々木和夫 議員
2. 8番 金須新一 議員
3. 3番 鎌田暁史 議員
4. 5番 赤間則幸 議員
5. 10番 熱海文義 議員
6. 7番 鈴木恵子 議員

---

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議長の諸般の報告  
日程第 4 委員会報告  
日程第 5 町長の行政報告  
日程第 6 一般質問〔6人 16件〕

◎一般質問通告順

1. 5番 佐々木和夫 議員
2. 8番 金須新一 議員
3. 3番 鎌田暁史 議員
4. 5番 赤間則幸 議員
5. 10番 熱海文義 議員
6. 7番 鈴木恵子 議員

---

午 前 10時00分 開 会

議長（石垣正博君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回大郷町議会定例会を開会いたします。

初めに、私のほうから一言。

町の広報にも、広報紙と一緒に配布をしたわけではありますが、「おおさとみんなの議会」第220号での町当局への意見の提言内容について、誤

字がありました。ここにこの場をお借りいたしまして、議会代表といたしましておわびを申し上げたいと思います。今後もよりよい紙面作りを目指しまして、議会一丸となって取り組んでまいりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、2番赤間繁幸議員及び3番鎌田暁史議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（石垣正博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から、12月5日までの4日間としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月5日までの4日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議長の諸般の報告

議長（石垣正博君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告に代えさせていただきます。

---

#### 日程第4 委員会報告

議長（石垣正博君） 日程第4、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 鎌田暁史議員。

総務産業常任委員長（鎌田暁史君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上で報告を終わります。

議長（石垣正博君） 次に、教育民生常任委員長 田中三恵子議員。

教育民生常任委員長（田中三恵子君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上、報告を終わります。

議長（石垣正博君） 以上をもって委員会報告を終わります。

---

#### 日程第5 町長の行政報告

議長（石垣正博君） 日程第5、町長の行政報告をいただきます。町長、お願いします。

町長（石川良彦君） 皆さんおはようございます。

本日、ここに令和7年第4回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、時節柄御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に御提案いたします議案の説明に先立ちまして、9月の第3回定例会以降の「行政報告」を申し上げます。

粕川地区で実施をしてきました復興まちづくり事業は、10月12日に国と合同で「粕川地区復興まちづくり・堤防整備合同完成式」を挙行いたしました。

式典には国や町、工事関係者など約100名に御出席をいただき、中粕川地区復興まちづくり事業における動画投影や説明を行いました。

また、中粕川地区防災コミュニティセンター駐車場内に設置した「中粕川地区堤防復旧・復興まちづくり事業竣工記念碑」の除幕式を執り行いました。

復興事業のうち道路につきましては、避難道路としての機能は確保できておりますが、一般開放に向けた既設道路との取付工事を来年度中に施工する予定になっております。

かわまちづくり事業につきましては、現在、実施計画検討業務を発注し、河川敷を整備した後の利用者や事業者に関する市場調査などを実施しております。

現行のかわまちづくり計画をより具体化し、町の活性化につながる、実効性のある計画にしていきたいと思います。

次に、土木関連事業については、5月末の豪雨により被災した公共土木施設や農業用施設等の災害応急工事が、11月末で約8割完了いたしました。年度内完成に向け、引き続き施工を実施していきたいと思います。

次に、上水道事業については、施設や老朽管を更新するため、中村第二配水地の動力盤・計装盤更新工事、屋根防水シート修繕業務、法堂地区配水管布設替工事を発注しており、来年2月末の完成に向け施工をしてまいります。

下水道事業につきましては、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工

事を発注し、来年2月末の完成に向け施工しており、持続可能な下水道事業となるよう努めてまいります。

次に、ふれあいセンター21のトイレについては、バリアフリー化及び多目的トイレ等の改修工事が完了し、10月23日から供用開始をしております。

道の駅おおさと2階のキッズスペースにつきましては、11月15日より未就学児向けのおもちゃを設置して子供たちに利用していただいております、子供や親子連れの方々が楽しめる室内遊び場として充実を図っております。

次に、国勢調査については、10月1日を基準日とし、統計調査員の協力をいただきながら実施をいたしました。

調査結果は、私たちが住む地域の社会福祉、雇用対策、防災対策など、様々な施策に利用してまいります。

次に、公共交通の再編については、9月10日、「大郷町地域公共交通協議会」を設立し、本町の課題となっている公共交通の効率的・効果的な運行を図るため、住民バス・スクールバス・ふれあい号の再編に向けた協議を開始をいたしました。

今後、町民の皆様の御意見等をいただきながら進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊については、本年4月、20代の隊員2名が着任し活動してきたところに、10月には新たに20代の隊員1名が着任し、計3名で活動をしております。

人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、町外の人材を積極的に受け入れ、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農業への従事、住民支援などの地域協力活動を行ってまいりながら、定住・定着を図ることで地域力の維持・強化を図れることを期待をしているところであります。

次に、地方創生連携事業については、仙台大学附属明成高校と社会福祉法人みんなの輪わはわ大郷との連携事業により、本町の食材を生かしたパンの商品開発を行い、おおさと秋まつりにおいて完成したパンの販売をいたしました。

明成高校とは、本町の生産物と環境を生かした連携事業を積極的に実施をしてきており、米や大豆、エダマメの生産体験やみそ作り体験、本町で生産された食材を生かした商品開発に取り組むなど、引き続き、生徒たちの斬新な発想も取り入れながら事業を展開してまいります。

次に、保健福祉事業については、4月から10月22日まで「クーリング

シェルター」を開設をいたしました。

県内においては熱中症警戒アラート発令が6日ありましたが、熱中症特別警戒アラートは全国でも発令がありませんでした。

また、主に65歳以上を対象として定期接種化された「新型コロナウイルス感染症ワクチン」の予防接種について、10月1日より開始をいたしました。接種期間は来年3月末日までとなっております。

次に、調整給付金につきましては、令和6年分の所得税が確定したことにより、令和6年度に給付した調整交付金に不足が生じた方に対し、調整給付金支給確認書を発送し、返送のあった方へ支給をいたしました。

次に、学校給食につきましては、11月のみやぎふるさと食材月間にちなみ、大郷産牛肉を使用したほか、有機農業推進協議会と連携し、町内で生産された有機栽培の新米や地域の野菜をふんだんに取り入れた給食を提供いたしました。

また、社会福祉法人みんなの輪わはわ田尻で育てられ、あいコープで加工された豚肉を宮城県内で初めて学校給食に取り入れたところであります。

学校給食センターについては、10月28日に外壁等改修工事が完成をいたしました。

今後も、安心して安全なおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

社会教育事業については、11月2日に、「第8回おおさと秋まつり」を開催いたしました。

今年はスポーツの部、生涯学習の部、ふれあいの部の3部門で展開し、スポーツの部では特別講師としてサッカー元日本代表の平山相太氏を迎え、サッカー教室を開催をいたしました。生涯学習の部では、おおさとヒップホップダンススクールをはじめ、15団体、約130名の方に出演をしていただき、ダンスやカラオケ、作品展示などで秋まつりを盛り上げていただきました。また、ふれあいの部においては、出店・大郷町産和牛試食販売、餅まきなどが行われ、約1,300人の方々に足を運んでいただき、地場産品等を楽しんでいただきました。

なお、同時に開催いたしましたDX産業まつりやイラスト展には、多くの企業や学生の方に携わっていただき、にぎわいの創出につながるPRイベントとなりました。

これからも、町民の皆様に愛される祭りとなるよう、魅力を高めてまいります。

次に、文化財の保存と継承については、無形文化財の映像記録化業務や文化財整理業務を発注しており、我が町の歴史、文化等を正しく理解するために欠かせない資料として、将来の文化の向上・発展の基礎としてまいります。

次に、公民館事業については、来年1月11日に挙行予定の成人式に向け、10月4日に新成人で組織する成人式運営委員会を立ち上げ、準備を進めているところであります。

交通安全については、昨年の11月より交通死亡事故ゼロを継続し、11月25日に交通死亡事故ゼロ1年を達成したことから、宮城県警察本部長より「祝詞」が贈られました。引き続き交通安全の普及・啓発に努めてまいります。

次に、今定例会に御提案いたします議案の概要を申し上げます。

人事案件として、教育委員会教育委員の任期満了に伴う任命同意が1件、一般議案として、条例の一部改正が5件、宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更が1件、また、令和7年度補正予算6件となり、合計13件を御提案を申し上げます。

詳細につきましては、後刻、担当課長より説明を申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

議長（石垣正博君） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### 日程第6 一般質問

議長（石垣正博君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 改めまして、おはようございます。

9月の定例会が一番最後でしたので、今回が一番最初ということで、2回続けてということになります。

まず、大綱通告に従いまして質問を行います。

通告大綱1、起業塾で人材交流を。

本町は、企業誘致を推進しているが、誘致する団地等が整備されていない状況であります。町内外では、個々で、起業を目指す方々があります。その人たちを集め、起業塾や起業セミナー等を開催し、人材育成や人材交流を図り、定住促進や定住人口を図ってみてはどうか伺います。

大綱2、有害鳥獣対策について。

熊、イノシシ等による農作物等への被害が報告されております。特に、イノシシによる田畑の農作物に対する食害が多いと感じられます。今後の対策について所見を伺います。

(1) イノシシの今年度の捕獲頭数及び農作物の被害金額について伺います。

(2) 有害鳥獣対策防止施設購入事業補助金について、今年度の補助対象件数及び補助金額の実績について伺います。

(3) 有害鳥獣対策自治体の活動は、有害鳥獣が年々増加傾向であり実施隊の出動回数が多くなると思われます。隊員の福利厚生についてお伺いします。

大綱3、森林・竹林整備について。

近年、少子高齢化により、竹の有効な利用方法がないために、整備が行われておらず、荒廃した森林が多く見受けられます。今後の森林整備についてお伺いします。

(1) 森林環境贈与税を基金として積み立てておりますが、基金の残高及び今後の活用方法についてお伺いします。

(2) おおさと地域振興公社や商工会等と連携し、竹を利用した商品開発を行ってはどうか。

(3) 竹林を整備するために、町が竹の粉碎機を購入し、シルバー人材センターに処理の依頼や個人が所有する山林の環境整備に貸出しし、山林の整備を行ってはどうかお伺いいたします。以上です。

議長(石垣正博君) 答弁願います。町長。

町長(石川良彦君) 佐々木和夫議員の大綱1つ目、「起業塾で人材交流を」の御質問に答弁をさせていただきます。

「起業塾などでの人材育成や人材交流」につきましては、起業意欲を持った人材を呼び込み、企業の後押しをすることによって町内で起業する方が増えれば、明るい話題で町が活気づき、町内経済の活性化や人材流入にも期待が持てると考えております。

現在、くろかわ商工会において、「創業支援事業」が実施され、起業を考えている方々へのセミナー等が開催されておりますが、こうした既存事業を活用するとともに、本町としてもできることから取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱2つ目の「有害鳥獣対策について」の御質問に答弁をいたします。

(1) の「イノシシの今年度の捕獲頭数及び農作物の被害金額」につ

きましては、捕獲頭数は、4月から10月までで80頭、その後、猟期に入ってから40頭を超え、合計で120頭を超えている状況にあります。

農作物の被害金額は、現時点で報告のあったものだけになりますが、21件の報告があります。令和7年度農作物被害算定基準の単価による計算をいたしますと、約300万円と算出をしております。

また、農作物だけでなく、果樹、栗、水田の畦畔や用排水路の掘削被害、ビニールハウスの破損など、様々な被害があると認識をしております。

(2)の「今年度の有害鳥獣防止施設購入事業補助金の実績」につきまして、11月の20日時点になりますが、16件の申請があり、75万円の補助を予定しております。

(3)の「鳥獣被害対策実施隊の福利厚生」につきましては、隊員が実施隊として任命された場合、その活動中は非常勤の公務員（特別職の職員）という身分になりますので、活動中の災害に対して、公務災害として補償を受けることとなります。

また、隊員のうち、主に捕獲に従事することが見込まれる人は、狩猟者登録時の狩猟税が非課税となります。

それから、活動実績等に応じて、町から報酬や費用弁償が支給をされます。

さらに、一定の要件を満たす実施隊員につきましては、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際し、「技能講習」が免除されることやライフル銃所持許可の特例などが挙げられております。

次に、大綱3つ目、「森林・竹林整備について」の御質問に答弁をいたします。

(1)の「森林環境譲与税の基金残高及び今後の活用方法」につきましては、令和6年度末の残高は、836万6,594円となっております。

令和6年度は、基金を活用して森林所有者への意向調査を一部の地域で実施をいたしました。

今後の活用については、引き続き意向調査を実施し、その結果に基づいた森林の整備費用や、森林クラウドシステムの使用料等を予定しております。

(2)の「竹を利用した商品開発」につきましては、主にタケノコの加工品や竹炭パウダーなどの「食品」、かごやざるなどの「工芸品」、タケノコ掘り体験などの「観光」が考えられます。

ビジネスモデルとして確立するまでには、それぞれ課題があり、一足

飛びにはいかないと思いますが、資源である竹林の活用については、今後も検討してまいります。

(3)の「竹林の整備」については、竹を加工処理するための機械として、竹粉碎機やウッドチップパーなどがあります。

町がこれらの機械を所持した場合、購入後のメンテナンス費用や現場までの運搬費、使用者がけがした場合等の対応が想定をされますので、今後、処理機械のニーズが高まった場合には、リース料の補助などの検討をさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 大綱1のこの起業、いろんな起業があつて、個人でできる起業もあると思います。例えばデイトレーダーみたく1日の取引であつたり、あとは本当にインターネットを使って起業もできると思うのですが、やはりそういう方々を大々的に縁の郷あたりにおいて募集したらいかがと思いますが、その辺は考えはないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

縁の郷でそういった方々を募集してはどうかという御質問でございますけれども、まず縁の郷の指定管理者、指定管理事業者が今後どうなるかということに関しまして、現時点では未定な状況ではございますけれども、そういった今後、指定管理をお願いして、指定管理事業者として運営をやっていただける事業者の方と相談の上、縁の郷のテレワーク施設をそういった方々、起業を考えていらっしゃる方々の活躍の場として活用できるかどうかということも含めて、相談してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり若い方々を、リスクを大変っていう方々が多いと思います。やはり、こうやって仕事をしたいですよねという方々が大いに、あれですね、大郷町でも、たしか富谷市で行っているような気がしました。やはりそういうところを広めていただいて、大郷に来てもいいですよね、いろんなところがあつて、例えば空き家でも使ってもできますし、そういうところを利用してやるという考えはないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

まず、大郷で起業されたいというふうな方がいらした場合には、どういったところで、大郷町内のどういったところで起業をしていただけるかどうか、それがその方の活躍の場としてふさわしいかどうかというところを、まず町に御相談いただきました場合には、相談に応じて、こういった場所がありますよというふうなところを御提案するということはできると思います。

その中で、佐々木議員に御提案いただきました空き家というところも、1つの選択肢というふうになるかなというふうに思っております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 企業もいろいろあって、大企業だけではなくて、例えば農業で起業しましょう、水稻はなかなか独立するのが難しいということになりますが、例えば園芸資材でも、やはり新たに畑を使ってやろうとか、いろんな企業、一くくりの会社ではなくて、1つのいろんな企業の中で、広く取ったほうが良いと思います。

例えば畑であれ、あとは株の取引の会社であれ、1人でやれる会社であれ、また二、三人でやる企業、いろんな企業があるのです。ただ、大郷町の場合、企業、企業といって、大企業とか、やはり土地を、会社を誘致して、そこに土地を造ってそこに会社を造ろうというのが多いと思いますが、個人でもできますよね。また、二、三人でも起業できるよねというような、そういうところ、グラウンドがあってもいいと思いますが、その辺の考えはないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

企業誘致というくくりの中では、大企業の誘致に注目が行きがちではありますけれども、当然のことながら、個人または少人数で何かベンチャー的なものをこの町でやってみたいという方も対象として、町の中に来ていただいて事業を始めていただくことに支援をしていきたいなというふうに考えてございます。

ただ、どういった支援ができるかというものは、やはりその方々の企業の内容、事業の内容というものを伺いしながら、国のメニューであったり、県のメニューであったり、様々な補助、支援のメニュー、ありますので、そういったところを活用を促したりとかしながら、そういった方々を町に呼び込めないかなというふうに考えております。

もちろん町として、その起業しやすい土壌というのはつくっていくと

いうことも大事なのかなというふうに思っておりますので、そういう個人の方々であったり、少人数でベンチャーを立ち上げたいという方がいらっしゃれば、町長の答弁の中でもございましたけれども、どういったことができるかというところも一緒に考えながら、できるところからやってまいりたいなというふうに思います。以上でございます。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） その気持ちは分かるのですが、やはり町外に情報発信をしないと、なかなかこういう町ですよと、ここで起業したいですよとというのが起きないと思うんですよ。どうしても町とかでインターネットを出しているんですよと、広報で出しているんですよと言いますが、要はどのぐらい見ているのかということもあるのですが、やはりその起業する土壌をつくるには情報発信を大々的にするべき、必要だと思いますが、例えば住民バスで広告を募集している場合に、あそこにもこういうのがありますよ、起業塾をやりたいですよ、やりますよねという発想とかはやっていただけないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 起業塾というところを広告として打っていけないものかということですが、住民バスの車体広告でそういったものができるかどうかというのは検討してみなきゃ分からないところでございますけれども、情報発信というのは本当に重要なツールであるというふうに考えております。

大企業のみならず、そういった個人の方々、小規模な事業者の方々、町を元気にしていただけるという意味では同じ、共通だと思っておりますので、情報発信を積極的に打って出て、大郷町の魅力というものを周りの方に知っていただいて、町内を元気にしていただけるような方、事業者様が来ていただけるようなことはやってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 武田課長の情報発信、期待をいたしまして、大綱 2 に移りたいと思います。

有害鳥獣対策ということで、今年、今現在120頭ということでございました。昨年度は何頭だったのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

イノシシの捕獲頭数、令和 6 年度につきましては、54頭でございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 120頭と54頭って、随分増えたような気がするのですが、やはり増えているんですよね。この増えた原因というのは一応把握しているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

イノシシ、令和4年、5年、6年と、捕獲頭数が約40頭から60頭、70頭ぐらいの幅で動いていました。今回120頭を既に超えているというところで、かなりイノシシが増えたという認識はしております。町に対しての目撃情報、それから被害情報についてもかなり増えております。

イノシシについてはやはりかなり1回で多産ということもありますし、大郷町は内陸ということで、大和町、それから大崎、いろんなどころからイノシシが入ってまいります。そういった中で、ほかの自治体も含めて、今イノシシは非常に増えているという情報はつかんでおります。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） そうすると、大郷町のイノシシは不法滞在ということになるのでしょうかね。やはりそこら辺も十分あるのですが、昨年度の農作物の被害ってどのぐらいあったのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

令和6年度の農作物の被害ですけれども、これも届出のあったもの、報告のあったものということになりますが、91万5,000円と算出しております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 年々増えていると思うのですが、これ、報告があったということだけで、それこそアンケートとか、実際農家の方々、多分自分ちで食べようと思った部分もあると思うんですよ。売ろうと思ったというところもあるよと。やはりそこは正確にというか、ほぼ実数に近い数字を被害金額として出すべきだと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今後につきましては、柿、栗とかの果樹の伐採とか、そういったこと

も地域の情報も集めていかなければいけないと思っている中で、そういった農作物の被害も改めて調査ができる機会がありましたら行ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはりイノシシだの熊、稲なんかは臭いがつくと買上げできないということもありますので、それをきちんと把握していただければなと思います。

補助事業ありますね、補助金、電柵とか。あれ、去年はどのぐらいの実績があったのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

有害鳥獣被害防止施設購入事業補助金の実績、令和6年度につきましては、14件の申請、84万3,000円ほど補助しております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） じゃあ去年とあまり変わらない状況だということになります。これはイノシシだけの防止の補助金だけだったのでしょうか。熊はなかったのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、イノシシだけということではなくて、鳥獣全てに対して申請ができるものというふうになっております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 補助金を出してあげて農作物を守るということは多分いいことだと思います。これ、ほとんど個人で申請されると思うのですが、1回限りなのでしょうか。それとも、毎年毎年、申請は可能なのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、世帯員もしくはお1人でも、法人でもですけれども、1年間に一度の申請になります。ただ、毎年申請は可能ですので、毎年毎年、順番に田んぼであったり畑であったり、設置される方は続けて、1年、2年、3年と続けて申請される方もいらっしゃいます。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） やはりそこは、一度申請したら終わりなのかと思っ  
ている方々もいますので、そこにもう少し広報活動をしていただいて、農  
作物を守っていただければなと思いますが、もう少し広報活動をしてい  
ただけないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

町の広報紙等で周知はさせていただいておりますが、なおそれを強化  
して、なお周知してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） さっきイノシシが120頭というお話でございました。で  
は、熊は何頭だったのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） 今年の熊の目撃情報につきましては、今のとこ  
ろ45件ほど寄せられております。捕獲頭数についてはゼロ頭でございま  
す。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） じゃあ45件の目撃情報だということでございまして、  
人的被害はなかったということによろしいですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

目撃情報であって、人的被害は1件も報告されておられません。以上で  
す。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） やはりイノシシも熊もですが、事前に防ぐためには、  
かごが必要だと思われれます。それで、大郷町で何基持っていて、あとは  
実施隊の方々が何基持っているのですか。お答えできれば。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

熊の箱わなにつきましては1基、ドラム式箱わなにつきましては2基、  
これは全て全て役場で持っているものになります。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） じゃあ計3基ということですね。じゃあイノシシはど  
のぐらいですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

イノシシにつきましては、全部で14基ございます。そのうち、町所有が4基、猟友会が10基でございます。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 120頭捕獲したということで、この全て、14基、箱わなに入ったのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今この14基、フルに町内各所に設置されておりまして、その箱わなによって120頭超の捕獲をしております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） くくりわなも多分あると思うのですが、それに関しては頭数、入っていないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

くくりわなについても二十数基持っているのですがけれども、今猟友会の会長さんと御相談した中で、やはりくくりわなですと、かかった後にイノシシが暴れたりだとか、そのワイヤーを切って逃げたりだとか、いろんな事故報告もあるものですから、隊長さんのほうでは、箱わなに入れてしっかりと止め刺しをすると。隊員の事故も防ぐという観点から、箱わなのみの捕獲というふうにしております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり頭数から言うと、14基では足りないような気がします。やはりもう少し増やしていただけるという、例えば県であれ国での補正予算を組んでいるような気がするのですが、大郷町でもこの箱わなに関して、熊も含めてですが、増やすような計画はあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

まずは熊のほうからということになりますけれども、熊の個体数ですと、今のところ3基で十分かなという考えはございます。イノシシについては14基ですけれども、熊、イノシシ、いずれにしても、猟友会の会長、それから猟友会の皆様とお話しした中で、もし足りないのであれば町のほうでも購入して、そういった補助金も使いながら購入して対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 雰囲氣的には14基では足りないような気がします。やはり増やしていただけないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

現状、先ほど申し上げましたが、町内全域にこの14基、フルで今設置しているところです。今漁期ということで、ハンターの皆様が自由に猟ができる時期ということになっておりますが、冬にかけております。今のところ、会長であったり、そういったかける方が見回り等々を行いながら、おりを適切な場所に、適切な場所に移動しながらやっています。町としてもその設置場所は把握しておりますけれども、今のところ町内全域、ある程度網羅できているかと思っておりますが、今後そういった猟友会の要請があれば増やしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 山間部に住んでられる方というか、農作物を作られている方々が、やはり箱わなをもっと設置してくださいという要望が多分あると思うのですが、それは把握しているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

そういったお電話があった際には、全て猟友会の会長のほうにつないで現場も確認いただきながら、もうイノシシが来ない場所から箱わなを移動したりだとか、そういったことを伝えております。猟期の間も本当はハンターの皆様が自由にかける時期でありますけれども、全てそういった情報は、猟期であっても会長のほうにつながせていただいております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり猟友会の方々、大変御苦労なお仕事でございまして、最初は多分、今から40年ぐらい前は、猟友会の方々が多分趣味の世界だったんですよ。キジとかカモを撃ったと。だから食べまじょうとかというぐらいのレベルだったのですが、イノシシが出てきてから、これ、趣味の領域を超えていると思うんですよ。多分箱わなを仕掛けたら、見に行かなくちゃいけない。それはもうボランティアでもなくて、もうなりわいになるような気がするんですよ。ただ一度見に行くときに、費用弁償ってどのぐらい出しているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

見回り経費につきましては、1,500円ほど支出しております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 1,500円ということは、1時間ですよ。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

見回りは主に朝と晩と見回りすることになるかと思えます。この1,500円につきましては、1日1,500円ということになります。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） これ、労働と取るんじゃないかと、趣味の世界で取るのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

見回り費用につきましては1,500円ですが、そのほかに、箱わなの設置、それから撤去である費用、その日の費用弁償も当然見えていますし、それから車両の借り上げ代、それから弾代、電気やりで止め刺しする場合の電気代の費用とか、それからあとは実際にイノシシが入って止め刺し処理するときの費用は別途見しております。

ですので、確かに議員さんおっしゃるとおり、今となればもう、このぐらい頭数が出ているので、しっかり趣味よりもなりわいということになっていきますし、鳥獣被害対策実施隊として、非常勤の公務員として位置づけられておりますので、そこはある程度、非常勤の公務員としてやっていた分はございますが、そこにつきましてしっかりこの辺、単価を定めて今対応しているところです。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） もう少しで多分令和8年度の予算組みだと思われるのですが、この辺をもう少し充実していただけるという考えはないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

昨今の熊の被害状況もありますし、危険がかなり及んでいる、イノシシ、熊の捕獲に対して実施隊の皆様にも危険が及んでいるというところもございますので、その辺につきましての費用については上げる方向ということで、国とかも出ています。その辺はしっかり情報をつかみながら、それから近隣町村との猟友会の皆さんとのバランスもありますの

で、その辺をしっかりと情報を収集して対応してまいりたいというふうに思っています。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり報酬が上がれば、私もやってみようかという方々もいるのかなと思いますので、これはやはりもう趣味じゃなくてなりわいですよというふうになるとと思います。やはり先行投資ではないのですが、農作物を守る。じゃないと、今一步間違えると歩道にイノシシと一緒に、中学生と一緒に歩くような格好になっちゃう。そういうのも困るので、やはりイノシシは山に帰っていただくと。不法滞在ではなくて、あなたの故郷はね、山の中だよというふうに追い返していかなければならないと思います。そのためにはやはり費用弁償は必要だと思います。上げていただければなと思います。

あと、熊に関して、結構、柿の木に上って柿を取っているという状況でございますが、この柿をじゃあ、柿を収穫しないので柿の木を伐採する、あとはその他の処理費用とかは町で出していただけるような考えはないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

先日、土曜日の新聞にも載りましたがけれども、今回環境省で補正予算、三十数億円ほどありまして、その中で28億円を市町村にということで、この熊対策について予算がついたところでございます。その中で放任果樹、そういった柿とか栗で実がそのままついているものの伐採であったりという経費も当然入ってきます。

今、県のほうからそういった本数であったり要望量調査もありますし、今後、町としては、地域のそういった伐採してもいいような、もしくはおうちの近くにあって危険が及ぶような果樹で伐採してほしいという意向をとって、その辺はしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはりここまで来ると、大郷町単独では何ともならんと思うんですよ。やはり近隣の松島町、利府町、大和町、富谷市、あと大崎市ですか、やはり連合を組んで一気にしないとなかなか難しいかと思いますが、そういう宮城県と連携していくという考えはないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君）　まだ県からそういった広域でのという話は来ていませんけれども、各市町村単位でかなり実施隊、ハンターの方が少なくなってきた、もしくは高齢化されてきているということもありますので、その辺は市町村同士でこれからどのように連携できるか、市町村同士でも横のつながりを協議してまいりたいと思っております。以上です。

議長（石垣正博君）　佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君）　やはり熊であれイノシシであれ、餌がないから里に下りてきているのかなと思っております。山林を伐採してソーラーパネルを立てているということで、熊やイノシシが逆に餌がなくてこっちに来ているのかなと思われるのですが、そういう因果関係はないのでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君）　お答えいたします。

実際に、やはり山に餌がなくて里に下りてきているケースが全国的にあるのかなというふうに思っております。ただ、そのソーラーパネルとの因果関係は分からないのですけれども、いずれイノシシがこれだけ増えたというところもあって、イノシシと熊の食べるものが近いものがあるということで、やはりイノシシに餌を取られている可能性もあるかなというふうには感じております。

本来、聞いた話ですけれども、熊がいて、イノシシが来ると熊がいなくなるということで、大郷でも一度熊の目撃情報は減ったのですけれども、最近はまだ両方の目撃が増えて、共存しているのかなというふうに感じておりますので、そういった餌の取り合いになっていることは間違いないかなというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君）　佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君）　じゃあイノシシと熊は協定を結んでいるというような感じでよろしいのでしょうか。やはり山に餌がなくて、里の柿の木に取りに来ているということは、逆に山に柿の木を植えたらいんじゃないですか。山に餌をやる。そうすると里に来なくなる。柿の木を伐採して餌がなくなるということは多分、今度は生ごみであれ、何か今度は荒らすような気がするんですよ。これこそ何百キロもあるかごをひっくり返したりし始めたら大変なので、やはり逆に山のほうに餌場を作っちゃおうという考えがあったほうがよろしいと思いますが、その辺はどうなのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、私も同じように考えております。里のほうに下りてきて柿とか栗とかを食べている。それが全部なくなれば、おうちの周りにある生ごみとかいろんな、もしくは納屋に入って米を荒らすとか、そういったことも想定されてくる。それで、山のほうにそういった餌があれば、当然下りてこないのかなど。満腹になればしっかり冬眠していただくということもあるので、その辺を根本的にと考えると、やはり山に餌があることが一番かなと個人的には思っております。その辺何か県とか国とかの会議の中でもしお話しする機会があれば、お話ししてみたいなというふうには思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） ぜひとも宮城県連合艦隊を組んで撲滅していただければなと思います。

それで、このライフルの所持であります、大郷町でライフル所持の免許を持っている方々がいるのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

ライフル銃の免許というのは、第1種の猟銃の許可免許となっております。それは散弾銃とライフル共通の許可資格ですので、その第1種については実施隊、猟友会の方9名の方、皆さん所持しております。ただ、ライフル銃を実際に所持している方、銃器を所持している方は1名でございます。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木議員、これから2番終わりますか。まだまだ。いいですか。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 0 時 5 9 分 休 憩

午 前 1 1 時 0 9 分 開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） ライフルの件なのですが、所持者の方々も熊を撃ったという経験はあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

ちょっとそこを確認できておりませんが、猟期の際に、過去に撃った

ことがあるかどうか、そこはちょっと猟友会の方に確認してみたいと思います。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） ないにこしたことはないと思いますが、今、あともう少し有害鳥獣で、鹿は有害鳥獣に入っているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） 有害鳥獣といった場合につきましては、基本的には農作物であったり、被害であったりというところがあると、有害鳥獣という形に捉えられます。鹿も緊急銃猟等の対象になっておることから、そういった被害があった場合には有害鳥獣となるというところでございます。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 結構、鹿の目撃情報なんかちょっと耳に入っているのですが、そういう情報は入っているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

役場のほうにもたまに鹿であったり、それからカモシカであったりという目撃情報はありますが、表立った農作物被害というところは今のところ聞いておりません。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 野生の王国になったら困るので、やはりそこら辺はきちんと対応していただければなと思います。やはり第1次産業がなりわいとやっている方が随分多いので、それで園芸作物のほうも結構被害があるということで、大変難しいのだと思うのですが、やはり箱わなを増やしたり、前向きに検討していただければなと思います。

多分、今度県の予算、国の補正予算も来ると思うので、それを重点的に使っていただいて、来年度はやはり130頭、よく取るのがいいのか、減るのかというのはちょっと難しいのですが、やはり農家の方々の被害がなくなるように、ぜひとも検討していただいてお願いしたいかなと思っています。

次に、大綱3の森林についてですが、基金が830万円ほどの残高が残っているということですが、この森林クラウドシステム使用料等を予定しているということですが、この森林クラウドシステムというのはどういうシステムなのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

県の森林クラウドシステムなのですけれども、こちらにつきましては、森林の情報が載っております、俗にいう民有林であったり人工林であったり、あとは5条森林と言われるような伐採届が必要な森林の網かけの情報であったり、そういったものは全て載っております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり竹は、今まで石川議長さんが説明というか質問をしていたのですが、誰もしないので今度私が代わりに竹をしたいかなと思っております、どのぐらい大郷町でこの手のつけられていないというか、竹林がどのぐらい増えているのだから、一応管理等もしているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

その手のつけられていない、もしくは竹林というところでの集計はしておりません。申し訳ございません。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり竹林になっちゃうと、杉の木が枯れるんですよ。やはりそこら辺はきちんと所有者の方々と意見を取って、竹をできる限り切ってほしいということの通知なんかは出していただけないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

竹林というところでもやはり個人の所有、個人の財産というところになるかと思えます。やはりその個人の方が自分の竹林をどのように活用されるのかということはおくまで個人のものになりますので、役場がちょっと今のところそこまで介入できないかなというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 春先になるとタケノコを取る方々が多いのですが、人間よりも先にイノシシが食べてしまうという状況もあります。そうすると、なおのこと所有者の方々が入らなくなるということにもなりますので、この辺についても啓蒙とかするのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） 確かにそのタケノコについては熊とかイノシシが食べてということも聞いておりますし、やはりそこで人とそういった

鳥獣が出会うという危険な場面にもなるかと思いますが、やはりそこは今のところ個人でまずは管理していただくということが第一になるかと思います。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 20代、30代の若者が管理せよというのならするのですが、もう子供たちもいなくて、それこそ高齢化が進んでいる上で竹を管理せよというのは多分不可能に近いような気がします。やはりこれは行政のほうで何とかお手伝いできる手だてはないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今、林野庁のほうから森林環境譲与税という形で、そういった譲与税が町のほうに来ていまして基金として積立てをしております。実際、竹についてはその森林環境譲与税の中で、森林の担い手の集約であったり管理というのはできるのですけれども、森林環境譲与税の中では竹というのは一応対象外というふうになっておりますが、特例としてそういった人工林とかそういったものに過大に影響があるというものは一部認められているところがございますので、その辺は県なり国に相談しながら、もし活用できるものがあれば、そういった基金を利用してやっていければと思いますが、いずれ基金も、先ほど言ったように830万円ほどということで、町内全部が今すぐにやれるわけではございませんので、まずは人口林、私有林を守るというのはその譲与税の基本にありますから、その中で竹をどこまで食い止められるかという話になるかと思いません。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 竹で工芸品とかタケノコ掘り体験の観光が考えられるということになるのですが、やはり地域おこし協力隊の協力をいただいて、こういうようなアプローチをするというような考えは、土地の所有者と話し合っ、竹で工芸品を作るとかタケノコ掘りの観光を、地域おこし協力隊と一緒にいう考えはないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の協力をもらってというようなお話でございましたが、実際、地域おこし協力隊、今現在3名おります。先日も農業法人と連携の事業ということで、ネギ掘りということで実施しました。

そういった形で、地域の皆様と協力して、連携していろんな事業をで

きるかと思っておりますので、タケノコ掘りということでの体験であったりというのも、可能性としてはあるかと思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） ぜひとも、やはり発信をするということが大切なので、タケノコ掘りは4月の終わり頃から5月にかけての本当に短い期間でありますので、ぜひとも協力隊のほうの御協力をお願いしたいかなと思っております。

あと、この竹の工芸品については、やはり小中学生にもこういう竹の使い方があるんですよという、学校のほんの少しの間でもいいので、ホームルームの時間でもいいので、例えばこういう竹を使ってやるんですよと、身近に大郷町には竹があるので、そういう学校のほうでもこの竹の工芸品とか、この竹林の整備についてというお話をされたらいかがと思っておりますが、どうなのでしょう。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

工芸品につきまして、その作られている方とかいらっしゃれば、そういったところを学習としてお招きしてといったところは学校のほうでできるかと思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） やはり大郷町に住んでいて、いろんなものが体験できるというのも1つの魅力だと思いますので、学校の教育のほうに入れるということを検討していただければなと思っております。

それで、竹の粉砕機については、たしか大衡村で所有しているような気がするのですが、その辺の情報は入っているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

他町村での所有は確認をしておりますが、黒川森林組合のほうで所有しているというのは確認しております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） この粉砕機、竹を粉砕するのでありますが、モウソウダケもできるということであるので、チップにすると、これは除草剤の代わり、敷き詰めて草が出ないようなことにもできますし、また乳酸菌がいっぱい入っているということで堆肥の中にも入れたりするということもありますので、この辺、かえってメンテナンスが大変だというのはなくて、やはり、これさっき私が挙げたように、シルバーセンター

に、人材にお願いして、全部お願いしたらよろしいのではないかと思います。購入する考えは全然ないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

やはり購入となると、先ほど町長の答弁にもございましたが、維持管理費、メンテナンス、それから事故・けが等の対応、運搬費、いろいろございます。ですので、もし竹を管理したいと、こういう機械が必要だということであれば、その機械のリース代であったり、そういったリース料とか、そういったものを町のほうとして補助させていただくという形がいいのかなと思いますし、調べてみたら数万円から数百万円まで機械があるようですので、その状況によって恐らく機械は変わるのかなと素人ながらちょっと考えたところもございます。ですので、ニーズに応じてそこを補助していくほうが、より適正な、適切な機械があてがえられるのかなというふうに考えております。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 数万円からとあるのは、ほんの小枝を切るぐらいだと思うんですよ。私が言ったのは竹林の話なので、やはりそうするとね、ウン百万円と、二、三百万ぐらいするのかな。やはりそういうのがあって、多分リースはないんですよ。買取りだということになるので、やはりそうすると、自分ちの竹林がそんなにないのに何百万円もかけて機械を買ってどうするのだという話にもなるので、ここはやはりじゃあ共同で買ったらいんじゃないのかという話にもなりますが、なかなかこれも個人で、または共同でとなると難しいような気がするんですよ。大衡で持っているという話を聞いたので、ちょっとそこをもう一度確認して、買えるのなら買っていただければなと思います。いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

まずは大衡村でやっているその状況については確認させていただければと思いますし、その上でうちの町もそれで取り組めるといった状況があれば、そこは考えてまいりたいと思います。

いずれ森林組合ともちょっと御相談させていただきましたが、やはり事故、けが、そういったものが怖いので、ある程度専門の方に頼んでいただくと、まあ費用はかかるのですけれども、そういったことのほうがよろしいかという話もありましたので、そういった委託したときの補助

なども含めていろいろ考えてまいりたいと。その竹林を今後どのように整備していくか、その辺は考えてまいりたいと思います。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） けがとか怖いですよというのは多分、教育課程を受ければ大丈夫な気がします。例えばチェーンソーでも草刈り機でも、教育機関でちゃんと受ければ大丈夫ですよということになるので、あとけがした場合は保険があると思います。じゃないと、いや、けがするからと言っていたら何にもできなかつたりするんですよ。やはりそこである程度リスクは皆さん背負ってやっているわけであって、だから私は機械を買ってほしいですよ。やはりその専任者の方々を選んで進めていただいてやっていただければなと思います。

やはり穂先の水煮とかメンマとかじゃなくて、やはり敷き材として使える、あと堆肥としても混入できるということで、用途が広い。そうすると、多分モウソウダケで1本当たり5分ぐらいで処理できるはずなんですよ。そんなにそんなに難しくない、キャタピラー式なので、ぜひとも購入していただければと思うのですが、検討していただけないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

確かに議員さんおっしゃるとおり、土壌改良材であったり、もしくは飼料であったり、それからマルチング材とかでも使う用途がどんどん増えてきているという情報もありますので、いずれ大衡村さんの状況であるとか、そういったことも確認させていただきながら対応してまいりたいと思います。以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 前向きな回答をお願いしたい、今後お願いしたいかなと思ってございます。

では、最後にこの質問で終了させていただきます。竹をごみの集積所に出す場合、50センチぐらいに切って出すことは可能なのか。また、可能であれば量的に制限はないのか、御質問して終わります。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

竹であれば、議員御指摘のとおり、ある程度一定のサイズに切っただけであれば処理は可能となります。特に量的な制限はございませんので、集積所に出してもらえる常識の範囲内となろうかと思っております。

議長（石垣正博君） よろしいですか。

これで佐々木和夫議員の一般質問を終わります。

次に、8番金須新一議員。

8番（金須新一君） 通告順位2番、金須新一、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱1番、本町における熊対策について。

全国的に熊の大量出没に伴う人的被害が発生し、日本社会を揺るがしている状況にあります。特に秋田県、岩手県の被害は深刻な状況であります。熊と人間が会う場所は従来の里山から郊外の住宅地、さらに県庁所在地の市街地といった人間の生活圏の中心へと変化しています。宮城県内においても、河北新報県内版「熊の目撃情報」記事のスペースが日々増加している状況です。これは通告書を提出した時点の状況なので、御理解いただきたいと思います。以下の点について伺います。

（1）本町の対応や対策について伺います。

（2）緊急銃猟が必要とされる案件が発生した場合、速やかに対応できるのか伺います。

（3）新聞報道では、本町では環境省が進める地域ごとのマニュアルが未作成であり、早急に策定すべきと考える。今後の対応について伺います。

大綱2番、町長選挙における公職選挙法違反疑い行為について。

10月28日に放送されたニュースによると、8月に初当選を果たした石川町長と支援者の男性が、本来、候補者本人が使用するたすきを別人が使用したとして、公職選挙法違反の疑いで刑事告発されたとの報道がございました。以下の点について伺います。

（1）町長は今回の事態をどのように捉えているのか伺います。

（2）当時、対立候補者選挙事務所関係者から、公職選挙法違反疑い行為の情報を選挙管理委員会に通報したと聞いております。選挙管理委員会は、その後どのような対応をしたのか伺います。

（3）議会や町民の方々に経緯の説明と謝罪をするべきと考えますが、町長の所見を伺います。以上でございます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 金須新一議員の大綱1つ目、「本町における熊対策について」の御質問に答弁をいたします。

（1）の「本町の対応や対策」につきましては、本町では、鳥獣被害対策実施隊として猟友会隊員が9名おり、隊長とは情報共有や対応策な

ど連絡を密にしているところでもあります。現在、熊用の箱わな1基、熊用のおりを2基備えており、捕獲体制の強化に努めているところでございます。

(2)の「緊急銃猟の対応」につきましては、4つの要件があり、その全てを満たした場合に対応可能となります。

緊急銃猟は、住民や第三者に危害を及ぼすおそれがないよう、最大限の安全確保の処置を講じて行いますが、少なからず危険を伴うこと、また有害鳥獣が手負いとならないよう確実に仕留めることが重要となります。

これらを踏まえ、緊急銃猟ではなく、箱わなによる捕獲を行った上で、確実に止め刺しをすることが最善策と考えております。

(3)の「マニュアルの作成」につきましては、本町では未作成となっております。県内では3自治体のみ作成している状況にあります。本町でも、より具体的に体制や手順を定め、早期に対応できるようマニュアルの作成を進めてまいります。

次に、大綱2つ目、「町長選挙における公職選挙法違反疑い行為について」の御質問に答弁をさせていただきます。

(1)、(3)につきましては、併せて答弁をいたします。

今回このような事案が発生しましたことに対し、町議会並びに町民の皆様に対し御心配と御迷惑をおかけしましたこと、心よりおわびを申し上げます。

(2)については、選挙管理委員会委員長が答弁をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(石垣正博君) 次、答弁願います。選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長(及川守江君) (2)の「どのような対応をしたのか」につきましては、選挙管理委員会事務局において、事実確認ができておりませんが、法律等の確認をもって行っております。以上であります。

議長(石垣正博君) 金須新一議員。

8番(金須新一君) 大綱1番の(1)について、再質問させていただきます。

これまで熊対策は基本的に各自治体で対応するとされてきましたが、今の現状、自治体対応の限界を超えていると言っても過言ではないという状況だと考えています。今後の対応について国のほうから通知文とか現状来ているのかお伺いします。

議長(石垣正博君) 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

この熊の被害につきましては、全国的に出ております。特に東北・北海道が人的被害が多数出ている状況です。その中で、先ほど言いましたが、環境省のほうからそういった補正予算、34億円の補正予算が出ております。それらをうまく活用してまずは対応していくと。そのほかに、警察の方、ライフルを持った方が他県に入ったり、それから自衛隊の方の支援を受けたりということで、国も今積極的にその収束に向けて働きかけているところでございます。

市町村につきましては、県を通してそういった情報は常に来ております。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、再質問させていただきます。

朝夕の6時45分の防災行政無線で、町内各所で熊が出没、家の周りに餌となるものを置かない等々のアナウンスをしておりますが、以前は、熊出没時は、大松沢であれば大松沢何々地内と告知した現状があったのですが、最近、その細かいところまで告知をしない理由を伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

熊の目撃情報につきましては、やはり注意喚起が一番ということもございまして。例えば大松沢の成田川で出れば大松沢成田川地区で、味明であれば味明地区でというふうにアナウンスするのですが、町内各所での目撃が多発した場合には、やはり町内全域での周知と。熊自体が一晩に10キロとか15キロ移動する動物なので、町内で多発した場合には、町内各所でということで全域に注意喚起しているような状況です。個別であればそこは個別に流しています。あとは、ラインのほうでは細かく、そこは随時流させていただいております。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それで、やはりこの防災行政無線を注意して聞いている住民の方々がいるのですが、今課長がおっしゃったように、ホームページに突っ込んで行ってラインからの情報を知らない方も結構いるようなのです。なので、防災無線のどこかに、詳しい情報はホームページから、そういうもので御確認くださいというようなアナウンスをしていただくことはできないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

より町民の皆様には危険が及ぶことがないように、そういった周知する手段につきましては今後考えてまいりたいと思いますし、ラインというのも熊専用のラインではなくて、町のラインにそういうときだけ載せるということなので、熊の注意喚起をする際にそういったQRコードを付して周知するとか、そういったことに努めていければと思います。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 11月14日のテレビの報道で、宮城県は各自治体に支援の取組をしますという報道がありました。熊の箱わな申請、これ、19の自治体が合計で58基要望したそうです。県は40基を準備したと。同日、警備保障会社が代行して行うパトロール、これも要望した自治体が21自治体とありました。大郷町はその中に含まれているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

こちらの要望については把握はしておりました。ただ、熊の箱わなにつきましては今3基、町で所有しておりまして、3基あれば今のところ十分対応は可能というふうに認識しておりますし、猟友会ともそのように申し合わせておりますので、箱わなについては申請はしておりません。確かに県内でも箱わなは不足しておりますので、まずはいたずらに申請するよりは、今間に合うのであればそれでという考えで申請はしておりません。

それから、警備保障につきましても、今のところ警備保障のほうも申請はしておりませんが、今後、やはり熊のこれから冬眠時期ということも勘案してのことですが、その時期であっても熊が、目撃が多発するようであれば、それはしっかり警備保障のほう、県のほうを通して依頼してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、その警備保障が代行して行うパトロールを要望しないとありますが、ちなみに町で独自に熊が出没して危険な状況になった場合、広報活動可能な車両は、スピーカーとかを搭載している車両は何台あるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） 町のほうでスピーカー等を搭載している車両は4台あります。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 何かあった場合には、その4台の車を活用するというお考えなのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

その4台を把握した背景には、やはり9月から施行されました緊急銃猟の関係がありまして、緊急銃猟をする際には4つの要件を満たすということが必要になります。その中でしっかり広報しなければいけないというところで、町のほうとしてはその4台を活用できるかなということを確認をしております。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） あと、そういう熊が出没したときに緊急銃猟、そういうものが発生したときに、担当職員が現場に向かわなきゃいけないと思うのですが、その現場に行って、山形県の南陽市では、職員が手を負傷して、皮膚から骨が出るような重症開放性骨折になったというテレビ報道なども見ていました。今、現場に出る際の装備は十分に充足しているのか、その辺お伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

職員のほうが現場に行く際につきましては、熊用のホイッスル、それから熊鈴、それから熊撃退スプレーを所持して行きます。あわせて、ロケット花火、爆竹も所持して現場に向かうようにしております。

ただ、いずれ、ほかの自治体でも今、盾であったり、もしくはヘルメットであったり、ヘルメットは職員であれば町のヘルメットがあるのですが、盾であったりというところもあるのですけれども、やはり全国的に不足しているという状況もあるようなので、今後その辺、手配できれば盾なども用意していければというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） そうですね、現場に行く職員の安全確保を第一優先にしなきゃいけないので、早急にそういうものを装備していただきたいと思えます。

もう1点質問いたします。

児童生徒の登下校の対策はどうなっているのでしょうか。大衡村では村の職員が登下校時のパトロールをすとか、あとは11月14日の新聞報道では、大和町の宮床小学校では、小学校の保護者と教職員が総力戦で、保護者は昇降口まで子供さんを送って、そこから、昇降口から校舎まで

はもう教職員がロケット花火とか爆竹とか熊撃退スプレーを装備して、子供さんたちの安全を第一優先に対応しているという記事を拝見しました。大郷の現状はどのようになっているかお尋ねいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

登下校時の教職員による見守りであったり、地域の方による見守りが主立ったものになります。情報共有として、農林振興課から熊の目撃情報をいただいた際には、小学校へ速やかに情報提供しております。小学校のほうでは、保護者への連絡手段としてマチコミというものが保護者の方々との連絡手段となっておりますので、そちらで情報を共有すると。共有して注意喚起をしております。

さらに、このような熊の対策についていろいろと問題視されてきておりますので、教育委員会としましても、学校周辺の見回りをしてきております。登下校時というよりは、学校への侵入といったところの見回りをしてきました。対応としまして、学校周辺のほうに柵、簡易的な柵でもあれば一時的に対応できるのかなということも考えられますので、そういうところを今後検討していきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） ということは、現状、爆竹とかロケット花火とか、そういう追い払うような、そういうものも準備していないということですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

現状は、まだ爆竹とかロケット花火は、学校には配備しておりません。今後検討していきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） そんな高いものではないのでね、今後検討するって、前にも言ったことありますけれども、検討するというのは行政用語で考えるということなので、せめて前向きに検討するとか、確実に用意するとか、そういうお考えはないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

農林振興課のほうに爆竹などございますので、そちらと相談の上、前向きに検討してまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでは、（2） 番について再質問したいと思います。

緊急銃猟が必要とされる場合の件、4つの要件があるということなのですが、実際、猟友会の人たちが現場に集まるのには、どのくらいの時間とか具体的に想定しているのかお尋ねいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

猟友会の皆様が現場のほうに集合されるには、まず迅速に集合していただくようお願いしているものの、やはり皆さんお仕事もされています。それで、そのいる場所によって参集時間は変わるかと思うのですが、その間に、先ほど言いました緊急銃猟に必要な4要件を全て満たさないと緊急銃猟はできません。ですので、その間に恐らく猟友会の皆様が装備をしてきていただけるものと思っておりますし、その4要件、安全確認等をしっかりしなければいけませんので、1分1秒を争ってやるものではないというふうに今のところ認識しております。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 事前の調査で、ちょっと猟友会の隊員の人数は9人と伺っております。先ほどの和夫議員の質問とちょっとかぶるところもあるかと思うのですが、この9人の中で緊急銃猟の対応ができる隊員の人数というのは何人おられるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） 緊急銃猟というと、やはり対象鳥獣まで距離がある場合がございます。先ほど申し上げましたとおり、うちの隊員の中でライフル所持者1名、ほか8名は散弾銃となります。熊弾というものを使いますけれども、やはり散弾銃だと射程距離が短くなってしまいますので、遠い場合にはライフル銃ということになります。その場合は、今のところ1名の方が所持をしております。

基本的にはやはり、先ほど町長答弁にもありましたとおり、緊急銃猟は最終の手段だというふうに認識しております。もし撃ち損じた場合、もしくは当たったけれども死なない場合につきましては手負いとなる、それが一番やはり怖い事態になりますので、まず箱わなでしっかり捕獲をしてその後しっかり止め刺しをするというのが、今のところ最善策かなというふうに認識しております。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） まずは箱わなを使うということでございますが、箱わな

を使うときの設置条件などというのはあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

まず、イノシシであっても熊であってもということになりますが、まずはしっかりその被害があるという状況がないと捕獲はできません。鳥獣保護法の中では、まず鳥獣は守られるべきものというのが前提にございます。被害があった際に、その被害を見て猟友会の隊長と相談して、この状況は箱わな設置ということがあれば、しっかり箱わなを設置させていただきます。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） ちょっと分からないところがあるので質問します。猟銃の免許を保有していても、イノシシとか熊とか、この個体ごとの発砲制限などはあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

銃の所持許可につきましては、第1種と第2種がありまして、第1種が散弾銃とライフル銃、第2種が空気銃というところですがけれども、個体ごとの発砲制限は今のところないかと思えます。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、先ほど佐々木議員も質問したのですけれども、福利厚生、隊員の方々の。先ほど課長からも説明がありましたが、見回りしたら1日1,500円、箱わなを設置したら3,000円という金額を明示していただきました。あと、細かいところは事前の調査で資料を頂いているのですけれども、それは単体でなくて、その項目ごとに積算をしていて、合計して行って、隊員の方に手当を支払うという認識でよろしいのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

まず、隊員の方につきましては、実施隊の方々についてまず年報酬が1年に1回支払われます。そのほかに活動費として、そういったわなを設置した場合、それから撤去した場合、見回り、それから弾代、電気やりの燃料代、それから止め刺しにする場合も補助員が要りますので、その人の日当も出ています。そのほかに、実際に止めた場合については1頭当たり幾ら、さらにその処理代として、その日の処理代が幾らというふうにお支払いしますけれども、それにつきましてはある程度まとめ

て、内訳は当然付しますけれども、まとめてお支払いするという形になっております。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 事前調査をした中で、別表等、別表8条関係というのがあるのですが、別表の緊急対象駆除事業助成金という項目があつて、種類なのですがね、目的が、農作物に対して被害が発生した場合に緊急的に捕獲し被害の拡大を図る場合とありますけれども、こういった状況で、熊が出てきて人的被害が出た場合に、最終手段で緊急銃猟という手段を選ぶのですけれども、ここに、住民に対してとか、危害が及ぶ場合という文言を入れて、緊急銃猟が発生したときに、その隊員に支給するような手当を増やすとか、項目を増やすとか、そういうことはできないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） 緊急銃猟に対してというところで、その費用のほうはどうなるかとあるのですけれども、今のところこの緊急銃猟に対しては、今お手元に資料のある単価でのお支払いになるのかなと思います。そのほかにも、県のほうで、猟期内で指定鳥獣に指定されたものは、また別単価で県のほうから支給されている分もございます。以上でございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） 今ガバメントハンターという言葉が出てきておりますけれども、職員の中にガバメントハンターに属する職員はいるのか。また、町内にそういったガバメントハンターのカテゴリーに入る方がいるとかという情報は、町のほうで把握はしているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

実際、有害鳥獣の実施隊というのは、猟友会の方9名プラス町の職員が実施隊に一応入っております。我々、わな免許だったり銃猟免許は持っていませんけれども、一応自治体のほうに入って活動しているということになります。

町内では、実施隊もしくは猟友会に入っていないなくても、わな免許であったり銃の免許を持っている方もいるのですけれども、そういった方々は、実施隊としてやる方は地域のために、そういった被害を防止するために活動していただけると。それに入らない方は、先ほどありましたけれども、趣味の世界から入って猟期の中に狩猟するという方がございま

す。今後そういった方も呼びかけしながら、もしそういったお力を貸していただけるのであれば、数的に増やして対応できればなどは思っております。ただ、いずれ、そこは本人の御意思もございますので、まずは周知というところから始めていければと思います。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） じゃあ今の課長の答弁からですと、今後、ガバメントハンターを育成する計画は特に考えてはいないという理解でよろしいでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） 町では、わな免許の取得助成に補助をしております。もちろん実施隊に入っただくという前提の中になります。今はないのですけれども、今後予算の中で組みたいなと思っているところで、銃の免許を取る際にも予算をつけて補助してまいりたいと。もちろんそれも実施隊に入る前提、地域のために駆除していただく前提で、そういった予算も組んでいきたいなという思いは今あります。

その中で、その育成という部分をそうやって手当てしていきますけれども、例えばもう既に猟銃免許を持っている方をガバメントハンターとして町のほうでやっていただくこともありますし、自衛隊とか警察のOBの方でそういったことをやってもいいと、銃猟免許も取ってですね、あれば、そういった方もぜひお願いしていきたいと。全国的にはそういった動きも出ているようです。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） ちょっと前に戻ってすみません。猟友会の隊員の人数は9人ということなのですが、町としては、その9人で十分対応できるという今認識でいるのか、もう少し人数を増やしたいと思っているのか、その辺の考えをお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） 町としてはやはりハンター、実施隊の数は、人数は増やしたいというふうに思っておりますので、先ほど言った、これからやりたいという銃の免許取得の助成、今あるわな免許の取得助成を創設しているところでございます。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、（3）番に移らせていただきます。

11月7日の河北新報に掲載された記事なのですが、環境省が進める地域ごとのマニュアル、これを大郷町をつくっていないという記事が載っ

ていました。そこを詳しく見れば、黒川地域である富谷市、大和町、大郷、大衡も未作成というような記事がございました。

今後、この黒川地域の市町村が単体でそういうマニュアルをつくっていくのか、黒川地域といえ、いろいろな取組でも連携している現実がございましたので、その辺、連携してつくるのか、単独でつくるのか、どういう考えでおられるのかお尋ねします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたとおり、県内で市町村ごとのマニュアルはまだ3市町村でございます。ただ、このマニュアルがないから緊急銃猟ができないかというそういうわけではなくて、緊急銃猟につきましては、環境省の緊急銃猟ガイドラインというのがありまして、それに即して緊急銃猟はできることとなります。

議員さんおっしゃるとおり、まず各市町村の実情に合わせてマニュアル作成することが望ましいというふうに国のほうでは言っていますので、各町村は今その準備に入っているかと思えます。なお、黒川地域で連携してつくるかどうかという部分につきましては、各黒川地域町村の担当者ともお話ししてみなければというところはあるのですが、やはり山手のほう、それから沿岸部のほう、いろいろこう、状況が違いますので、まずはそういった話もしますけれども、各自分の町の特色に合わせたマニュアル作成というのがまず前提になるかなというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） その日の新聞の中で、緊急銃猟体制の整備の認識という部分がございました。大衡村も整っていて、富谷、大和、大郷町は整っていない。整っていないなくても、緊急銃猟の体制は構築できているのだという先ほどの課長の答弁でしたが、この整っていないと回答しているのは、どういう部分が整っていないくて、そういうカテゴリーに当町が入っているのか。ちょっと資料を見ても理解ができない部分がございましたので、その辺の解説というか説明をお願いしたいと思えます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

実際にそういった場面があれば、先ほどの要件を全て満たして緊急銃猟ということも当然行っていかなければならないと思えます。ただ、今時点で猟友会の隊長をはじめ、皆さんとその細かいところまで全て取決

めがされているわけではなくて、今イノシシ対応でかなり各方面で皆さん、猟友会の皆さんには忙しくやっただいていただいているところもあります。今後その辺もしっかり全て詰めていった上で、それが対応できますということに切り替えていければというふうに思います。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） これも新聞記事なのですけれども、11月17日の河北新報の記事で、これは全国に先駆けて、福島県の須賀川市、鏡石町、天栄村という村で、熊出没時に連携して捕獲や駆除に当たるという、言わば相互応援協定、災害時と同じような応援協定を結んだという記事がございました。大郷町は今後、そういうものを考えているのか、回答をいただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

まず、今町内で熊の目撃情報、先ほど45件とお伝えしましたが、今年その新聞報道等で熊の情報が非常に流れておりますので、目撃情報の数としては多いのですけれども、出ている箇所というのは、やはり例年熊が目撃されてる場所が多くございます。ですので、今のところは町としてはまだ災害レベルというか、そこまでは思っておりません。そして、その協定までというのは思っておりませんが、今後それがどんどん増えていって人的被害が想定されるようであれば、その辺も含めて考えてまいりたいと思います。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） この（3）の再質問で、先ほどマニュアルということで、環境省が進める、具体的に今年度末までそれをきっちりと策定するというとか、そういう具体的な期日を定めて作成するという考えはあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） まずは、環境省の今、緊急銃猟ガイドラインがありますので、それに即してやっていくというのが一番になるかと思えます。ただ、先ほど言った市町村の実情に合わせてやっていくとなれば、よりもう少し地に足をつけた状態でしっかり作成したほうがいいのかなと思っています。ですので、恐らく県内ではまだ3市町村にとどまっているのかなと。いずれそれが進んでくれば、うちもしっかり大郷町に特化したマニュアルを作成していければというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） それでは、ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石垣正博君） 休憩前に続き会議を開きます。

金須新一議員。

8番（金須新一君） 大綱1番の最後に、ちょっと昼休みで頭を整理したのですが、前に佐々木議員も同じような一般質問をしているので、ちょっと重複するかも分かりませんが、1点だけ質問させていただきたいと思います。

現状、大郷では、銃猟の免許取得とか銃の購入する際の助成はされていないと認識していますが、今後、助成する制度とかを設けるとか、そういうことは考えているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今後、今はわなの免許取得助成はしていますがけれども、今後は銃の免許取得助成も考えております。当初予算のほうにできれば盛り込んでいきたいというふうに思っております。

あと、銃の購入につきましては、一部購入を補助している自治体もございますが、ほとんどの自治体で銃の購入の補助まではまだしておりません。まずは銃の免許取得のほうからしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） それでは、大綱2番の（1）に移らせていただきます。

町長は、10月28日のテレビ局の取材の中で、今回の件に関して、違反は違反なんだろうね、これは大変なこと、大きいことかなとコメントしておりますが、この事の重大性を認識しているという理解でよろしいでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） はい、そのとおりです。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） その後にもまたテレビのニュースで、公職選挙法に詳しい明治大学大学院の教授の方がこのようなコメントをされております。大都市の選挙では、SNS等のインターネットを使った選挙運動の効果が大きくなっている一方、ちっちゃな町では、人手による選挙運動の効果

のほうが大きいと考えられると。公職選挙法の規定が難しいことは事実で、しかし難しいから守らなくていいとはならないと。候補者本人だけではなく、それを助ける人たちも含めて十分に理解する必要があるとコメントされています。

今回の選挙に立候補するに当たり、支援をするスタッフと打合せと情報共有、例えばこれこれこういう行為は違反に当たるなどという、そういう話はされていたのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） その辺の詳しいところまで恐らく私のいる間ではなかったということです。ほかの人たちとのお話では分かりませんが、私の知る範囲ではそういうお話はなかったということです。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） この事案が発生したことで、私たち大郷町のイメージダウンにつながっていると感じています。今後の企業誘致や移住などに影響が及ばなければと思っていますが、町長はどのようにお考えになっているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） この重大事案が起きたということについては、大変申し訳なく思っているということであります。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） （2）の再質問をさせていただきます。

答弁書を見れば、この通報があったと私は聞いていましたが、通報はなかったという認識でよろしいのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 先ほど委員長が答弁したとおりでございますが、事実確認ができていないと、いわゆる我々は確認を取れていない。お電話はございましたが、確認をされていないので、我々は法律の確認をさせていただいたということでございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8番（金須新一君） （2）の再質問をさせていただきます。

選挙委員会の役割の中で、選挙運動中、監視するという役割があるということではありますが、この件に関してはどのように理解しているか、所見を伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） ただいまの御質問でございますが、我々は監視とい

うことはしてございますが、今回の事実を我々は確認が取れていなかったものですので、今回は、我々事務局としましては法律の確認をさせていただいたということでございます。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 2年前に我々が選挙に出たときは、告示の次の23日から投票日まで、候補者に対して6件の注意喚起のメールが送られております。今回の選挙において、選管のほうから候補者に対してそういう何か強い喚起をするような、メールで発信したとか、そういうことはあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 今回、町長選ということでよろしいですか。ちょっと今の段階でちょっと記憶、数か月前でございますので、私の記憶には今のところちょっとございません。

議長（石垣正博君） 金須新一議員。

8 番（金須新一君） 最後に、（3）の再質問をさせていただきます。

ちょうど10月28日、このニュースが報道されたときに、粕川地区のコミセンでSSP構想の地権者説明が開催されました。そのときのニュース報道では、町長が出席しましたがけれども、このことについては言及しないで、経緯の把握には至っていないという報道に対しての対応をしています。

約2週間経過した11月1日から、4地区で地区懇談会があって、私も3か所の地区懇談に出席させていただきましたが、その場で何かアクションがあるのかなと思ったのですけれども、ございませんでした。今後何らかの形で住民の方々にこの説明とか、経緯を説明していただきたいと思いますが、町長の所見を伺いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） このことについては、私は存じ上げていないことでありますので、後からマスコミの方々によってその事実を知ったということでもあります。また、その経過等、いろいろ御質問あるのですが、そのことについては今捜査段階でもありますので、そのことに影響することにも及びかねませんので、この場での回答は控えさせていただきますので御理解願いたいと思います。

議長（石垣正博君） これで金須新一議員の一般質問を終わります。

次に、3番鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 通告順位3番、鎌田暁史でございます。通告に従いまし

て一般質問を行います。

大綱 1、スマートスポーツパーク構想について。

(1) 町は構想の継続的な検討に向け、地権者の意向を再確認が必要と判断し、11月上旬からアンケート調査を実施されています。アンケート調査の結果として、地権者の意向はどのような傾向なのか伺います。

(2) アンケート調査後にSSP構想の方針について調整が行われ、予定地活用の方向性が決まると思われます。仮に、予定地の圃場整備を進める方針とする場合、当初の圃場整備事業に編入するケースや、当初の圃場整備事業とは別の事業で進めるケースが想定されます。各ケースの課題についてどのように認識しているか伺います。

(3) 仮に、予定地への企業誘致を継続する方針とする場合、どういった取組を行うのか伺います。

大綱の2番は、かわまちづくり事業について。

(1) 令和5年12月議会での質疑によりますと、パークゴルフ場は年間3万人、キャンプ場は年間1,000人の利用客を想定し、整備後年間約25万人を交流人口として想定とのことでした。これらの人数を算出した根拠について伺います。

(2) パークゴルフ場、キャンプ場、バーベキュー場等の維持管理費用や事業の採算性についての見解を伺います。

(3) 吉田川が増水した場合に、施設や設備の冠水や破損の可能性も考えられます。水害リスクについての考えを伺います。

大綱の3、町長の公約について。

(1) スーパーマーケットの誘致について、取組の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

(2) 活力のあるまちづくりとして、既存企業、地場産業の支援強化を掲げられております。具体的な取組としてどのようなものを検討しているか伺います。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 鎌田暁史議員の大綱1つ目、「スマートスポーツパーク構想について」の御質問に答弁をさせていただきます。

(1) の「地権者の意向調査」につきましては、現在、集計を進めている段階であります。

この集計結果を参考に、本構想の今後の方針を決定してまいります。アンケートの集計結果につきましては、改めて議会に報告をさせていただきたいと思っております。

(2)の「どのように認識しているか」につきましては、予定地の活用方針として県営または町単独での圃場整備を進めることになった場合、それぞれのケースで大きな課題がございます。

県営の圃場整備へ改めて編入する場合には、複数の計画変更や県内部での調整に時間を要することが予想され、また工事着手の遅延や全体計画の長期化、面積の増加による事業費の増加が課題であると認識しております。

町単独で圃場整備を実施する場合、多額の事業費が生ずることが想定されるため、財源確保が課題であると認識をしております。

(3)の「継続する場合の取組」につきましては、意向調査結果や関係機関等との調整を踏まえ、町としての方針を正式に決定次第、その方針に基づいた企業誘致活動を本格的に展開してまいります。

具体的には、企業ニーズの再確認や多様な企業誘致の検討が必要と考えております。

方針が決定し、事業内容が固まり次第、事前に議会へ御報告、御説明をさせていただきたいと思っております。

次に、大綱2つ目、「かわまちづくり事業について」の御質問に答弁をさせていただきます。

(1)の「人数の算出根拠」につきましては、事業が軌道に乗った後の中長期的な目標値として設定したものであり、「かわまちづくり事業」とその他の「観光振興策」が一体となった、地域活性化のポテンシャルを示す数値として捉えております。

「かわまち支援制度」に登録した時点では、交流拠点施設へは年間約17万5,000人の来場を見込んでおり、これは道の駅おおさとの年間約60万人の来場者数に交通量の割合を乗じて算出しております。パークゴルフ場の約3万人については近隣のパークゴルフ場の利用者数を参考としております。キャンプ場約1,000人は4月から11月の週末32日間に10組の4人家族が利用することを見込んでおります。

(2)の「維持管理費用」につきましては、指定管理者制度の活用を視野に入れ、民間のノウハウを取り入れながら、効率化と費用の抑制を図る方針としております。

また、採算性につきましては、各施設の利用料収入などで維持管理費を賄うことを基本に検討を進めておりますが、この事業は、町民福祉、健康増進という貨幣換算することが難しい効果を期待するものですので、総合的に評価していただきますようお願いをいたします。

(3)の「水害リスク」につきましては、河川敷への施設整備に当たり、大雨時は、施設が冠水することを前提とした対策を講じる必要があると考えております。

令和元年東日本台風以降、本事業地である河川敷の冠水は30回観測されておりますが、大規模な土砂堆積は確認されておられません。

この観測結果から、これまでと同規模の中小洪水であれば、河川敷への冠水による影響は限定的であると判断をしております。

中小洪水に対しましては、施設被害の最小化・早期復旧を可能とするため、水害時に容易に移動・撤去が可能な可搬式の施設や水圧による被害を軽減できる転倒式の施設の導入を検討してまいります。

一方で、大規模洪水が発生した場合には、施設被害を完全に防ぐことは困難であると認識しております。

万が一に備え、被害が生じた際に災害復旧事業の適用が円滑に受けられるよう、関係機関との調整を進めてまいります。

次に、大綱3つ目、「町長の公約について」の質問に答弁をいたします。

(1)の「スーパーマーケットの誘致」につきましては、これまで複数の企業と接触をし、誘致に向けた交渉を行っており、現時点においても折衝を継続しているところでございます。

今後も本町への出店メリットなどを企業に提示しながら、町内への早期誘致に向けて交渉を重ねてまいります。

(2)の「既存企業、地場産業の支援強化」につきましては、販路開拓や町内外の企業とのビジネスマッチングといった取引機会の拡大について、町の有するネットワークを活用し企業を支援しながら、企業と協働して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、9月定例会直後から、就任挨拶を兼ね町内の各企業を訪問しており、様々な御意見を伺っているところであります。その際にいただいた御意見も参考にしながら、今後の企業支援の方策を考えてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 大綱1から再質問を行います。

まず、アンケートの集計についてなのですが、現在進めているということで、報告があった際に詳細について確認をしたいと思っております。

(2)なのですが、前川地区の圃場整備事業についてお伺いをしたいと思っております。宮城県の仙台地方振興事務所による資料が公開をさ

れております。それによりますと、令和2年度から令和6年度が調査期間となっております。令和7年度から令和16年度が整備工事の工期となっておりますが、この整備工事なのですけれども、これは着工しているのかどうか教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

県の資料ではそのようになっているかと思えます。実際には今年度、令和7年4月1日に国の採択通知を受けております。その後、令和7年度から令和8年度にかけて換地業務、換地原案の作成が行われます。今のところ令和9年度の着工予定でございます。以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） それで、先々月、10月の28日に事業報告会がございまして、この60ヘクタールの予定地について、既存の圃場整備事業に組み入れてほしいという要望が出されておりました。町は最大限努力しますと、国や県と交渉してまいりますというふうに回答されておりましたが、交渉の余地はあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今後、県とそういった圃場整備、今の前川地区の圃場整備に再編入するに当たって、これからもしその意向が固まれば、県と協議していくところになります。以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） これから検討されるということなのですけれども、先ほど答弁にもあったとおり、4月1日付で国による事前評価というのが公表されておりました。総費用に対する総便益が1.20ということで、費用対効果があるというふうに評価をされております。事前の事業評価というのが終わっている状況でありまして、この状況で構想予定地を組み入れるとなった場合、答弁書にもありましたが、やはり全体的な計画の見直しにつながると思います。ほかの地権者に、関係者の方々に待っていただくことにもなるかと思われますので、組入れというのは、私は非常に厳しいのではないかというふうに思っておりますが、町の見解について教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、その60ヘクタールをもう1回組み入れる

となれば、当然、工事のほうは1回止まって、止まってというか、まだ開始されていませんけれども、工事の着工は遅れる可能性が高まります。というのは、いろんな計画の見直し、用排水であったり、いろんな見直しがされる可能性が高くなってきます。

町としては、町として圃場整備にもう1回組み入れるのか、組み入れないのか、その意向が決まり次第、その辺についてももしっかり検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） この予定地60ヘクタールを別の事業として整備するケースについて確認をしたいと思います。答弁書では町単独とあったのですが、ゼロベースで新たにその60ヘクタールを国や県の圃場整備事業として申請するケースについてちょっと考えたいと思うのですが、6月議会の際に赤間繁幸議員との一般質問の質疑で、60ヘクタールの圃場整備について国や県に確認したところ、費用対効果が算出できないため整備はできないという議論がございました。この費用対効果が算出できないという、この意味なのですか、費用対効果が期待できないという意味なのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

圃場整備につきましては、その費用対効果、俗に言うと効果算定というのですが、今の現状よりも圃場整備をした場合にどれぐらいその費用をかけた分の効果が上がるかという数値を、まず国のほうでは見られます。そのときに、前川地区につきましては、既に30アールの圃場整備が一度されております。今回は、ある意味では圃場の再整備、2ヘクタールの再整備ということになりますので、そういった意味で言うと、一度整備されておりますので、効果が上がりにくい場所ということになっております。

その中で今回圃場整備をするには、再整備をするに当たっては、水稻、大豆のほかに高収益野菜を20町歩なり30町歩なりやることで、その効果を上げるという計画になっております。その60町歩だけを見たときに、やはりこの60町歩だけ単体となったときにその費用対効果、効果算定がなかなかやはり、300ヘクタールでもそういう状況ですので、60ヘクタールだと上がりづらいという状況に当然なってきます。

そうすると、60ヘクタールでその効果をクリアするためには、今度はその60町歩だけでそういった高収益野菜を新たに作付しないと、その費

用をかけた分の効果が見いだせないと、そういった意味での費用対効果がなかなか難しいという答弁でした。以上でございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） ありがとうございます。それで、県内でも前川地区以外でも、ほかにも圃場整備事業というのが進められておりまして、仙台市内とか、あと名取市内でも進んでいるのですが、いずれもこの受益面積が60ヘクタール以下のところでございます、土地の広さが関係しているということではないというような理解で合っていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

土地の広さというよりは、元あった現状がばらばらの不整形な田んぼを圃場整備してまとめることによって、作業の効率化であったり、生産性、品質、そういったものが上がるということで効果算定が見込まれているものでございます。以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） それで、また6月議会の話に戻りますけれども、土地改良区が事業主体となって行う農地条件整備事業について議論となっておりました。羽生とか山崎地区で行われた簡易的な圃場整備事業ということでございました。それで、国と県などによる圃場整備事業とこの土地改良区が主体となった農地条件整備事業を比較した際に、町や地元が負担する費用について違いはあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

条件整備事業につきましては、主に改良区さん、事業実施主体と地元負担が出てきます。そこに対して町は一定の補助を羽生地区、山崎地区は行っております。

ただ、その条件整備事業とそもそも圃場整備の内容がちょっと異なりまして、今回の前川地区の再整備は、圃場の大きさも大きくします。それから、パイプライン等の用排水施設も全て整備する計画です。条件整備事業は、畦畔の除去で水田を大きくする区画拡大と暗渠排水とメニューになっておりますので、その施設の用排水とかまでの着手はなかなかないというところがございますので、そもそもの、同じ区画拡大ではあるのですけれども、内容がちょっと違うものになります。

それで、前川の圃場整備につきましては、集積率が85%を超えてくると、そういった地元の負担もかなり軽減されてくるというものもありま

すし、条件整備事業は、事業実施主体と地元と負担が出てくるということになっております。以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 今後、アンケート調査結果を基にして関係機関と調整を行って方針が決まっていくと思われるのですが、仮にその圃場整備事業を進める場合、町の費用負担を増やして、できる限り地元の負担が少なくなるような配慮も必要かと思いますが、そういった対応は可能でしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

そういった例えば、県営事業ですので県の負担分、それから町の負担分、それから集積率によって地元の負担分も変わってきます。それはその制度に基づいて計算されているものでございます。以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 続きまして、(3)の予定地に企業誘致を継続する場合について再質問を行います。

10月28日の事業経過説明会の際に、参加者の方々から様々な意見、要望が出されていたのですが、スポーツX社が撤退して新しい企業が予定地に進出してくることは厳しい、難しいといった声が出ておりましたが、町としてはどのように見えていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

現状の農地につきましては、町が定めるハザード内の浸水想定区域に該当してございますので、そのままの土地を農業以外の分野で使っただけなのは厳しいのではないかという見識でございます。以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 構想予定地に多目的グラウンドを新設したり、あと中村にある野球場の移転先とする案等について、町民の方々の間でちょっとわさになったことがございまして、こういった案について町として検討なりはされたことはあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

詳細な検討については実施しておりません。ただ、いろいろ推定は行っておりまして、そういった中で、町が保有する公共施設として位置づけして整備するとなった場合につきましては、その上位計画をしっかりと

定めていく必要があるというふうに認識してございます。以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 続きまして、大綱の2番のかわまちづくりのほうに移ってまいります。

かわまちづくり事業を実施した後に、その効果を測定するために目標値を計画書に記載することになっていたと思うのですが、答弁書にあるこの17万5,000人という人数は、その計画書に記載されている人数なのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

記載されております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） それで、評価する際に、この人数をベースに評価になると思うのですが、ハードルが高いのではないかというふうに思うのですが、担当としてはどのように見られていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

町長の答弁でもございましたとおり、この17万5,000人というのは、道の駅おおさとの年間60万人の来場者に対して交通量の割合を乗じて算出しております。ということで、計算上は不可能ではない数字と考えております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） パークゴルフ場の3万人は、近隣のパークゴルフ場の利用者数を参考とされたと答弁がございましたが、こういったところを参考にされたのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

具体的には、石巻市にあります河南パークゴルフ場、あと気仙沼市パークゴルフ場、加美町のふれあいの森公園パークゴルフ場を参考としておりますが、こちらはどれも公認コースとなっておりますので、利用者数に関してはあくまでも参考値でございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 大衡村のパークゴルフ場なのですけれども、平成29年のちょっと前のデータでは、年間7万3,000人という利用客数があるということですが、こういった数字は参考にはされていないかと思う

か。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

そちらのほうの数字も調べておりますが、一応かわまち計画上、今36ホールのコースを想定しておりますので、36コースで運営しているコースを参考としております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 今回任期満了となって、かわまちづくりの協議会の委員2名と、あとワーキンググループの10名程度の公募を今行っておられます。これまでの初期のメンバーの方々は、この計画は自分たちが決めた計画だということで、主体性を持って活動ができていたと思うのですが、この公募のメンバーから見ますと、この計画というのは既にあるものとなって、どうしても他人事になってしまうのではないかということをお心配をしているのですが、町としてはどう見ているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

今後、利用者や、あと事業者のニーズ調査も踏まえた計画変更も考えておりますので、今までは粕川に限定した方々等の意見を聞いていましたけれども、今後このかわまちづくりに関しましては町全体の事業と捉えまして、町全体の方から意見を幅広く取る必要があるということで、協議会のメンバーを改定させていただきました。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） このメンバーの公募なのですが、これまでの活動で得られたノウハウとか、あといろんなところを視察に行った知見とか、そういった知識とかもかけがえのないものかと思うのですが、新旧メンバーでのそういった情報の共有とか継承、引継ぎについてはどのように考えていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

引継ぎに関しましては、特に引継ぎという形は考えておりませんが、協議会の制度に関しましては、アドバイザー制度ということもございませぬので、そういう知見のある方がいらっしゃった場合には、協議会に諮った上でアドバイザーとして迎え入れたいというふうに考えております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） （2）のほうに移りますが、今回の公募によりますと、活動内容として、かわまち施設の管理運営等を行うまちづくり会社の設立検討という項目がございました。町としてはこのまちづくり会社を指定管理者としていく方針なのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

まちづくり会社という構想は持ってはいますけれども、それはあくまでも1つの構想でありまして、必ずしもそれで進めるということを決めたわけではございません。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 維持管理のコストなのですけれども、現状、野球場の芝刈りについては年間350万円相当のコストがかかっています。かわまちづくりの予定地はかなり広大なものなのですけれども、広さなのですが、芝刈りのコストは幾らぐらいを想定していますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） 芝刈りだけという形では今算定はしておりませんが、かわまち支援制度に登録した時点での施設管理に係る維持管理に関しましては、約年間2,400万円かかる見込みになっております。この多くが、パークゴルフ場を今想定している計画となっておりますので、そのパークゴルフ場の維持管理が1,700万円ぐらいという多額の金額を占めますので、それを踏まえて全体2,400万円という想定になってございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 施設の運用時は、この施設に対する料金収入をこういった維持管理費に充てていくと、していくことになると思うのですけれども、採算の見込みというのは現時点でどのように考えていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

こちらもかわまち支援登録制度に登録した時点にはなりますけれども、収益の見込みも維持管理と同じ約2,400万円というふうに見込んでおります。こちらもパークゴルフ場が約年間3万人というふうはこの時点では想定しておりまして、利用料約700円を徴収させていただきますと、こちらで2,100万円の収益が見込めるというところで考えているところでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） パークゴルフ場なのですけれども、大衡村とか、あと大崎市の三本木とか、あと美里町でありますとか、近隣にも結構ある認識なのですけれども、そういったところからお客さんを、来てもらうような差別化といいますか、何か特徴的なものは今何か考えていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） 特に差別化というものは今のところは考えておりませんが、町民の方がパークゴルフを利用したいという御意見がございますので、できる限り近いところにそういう施設があったらいいのではないかと考えているところでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） それと、ちょっとインフラについて確認をしたいのですが、電気とか、あるいは給排水の設備等については、現状どういった検討をされていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

河川敷の整備になりますので、基本的には電気や水道という移動しにくいものに関しては、河川管理者との協議が必要になります。その関係もございまして、今後、必要に応じてそういう協議を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） あと、常設のトイレとか、あと照明設備等についてはどのように検討していますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） トイレに関しましては、先ほど申したとおり、河川敷での設置は難しいのではないかと考えておりますので、基本的に常設のトイレに関しましては、堤防の上でできます交流拠点施設に設けることを考えております。仮に利用者のほうのトイレが河川敷にどうしても欲しいという話であれば、可搬式の洪水時に移動できるトイレを設置することを考えているところでございます。

照明に関しましても、基本的には河川敷の中の設置は難しいと思いますので、そういう利用ニーズが増えたら、例えばの案ではございますけれども、粕川大橋のほうにちょっと照明を添架させていただくとか、そういう協議を今後進めていくという方法もあるかなというふうに

考えております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 例えばキャンプ場を利用している方が散策をする場合に、誤って川に転落するとか、何らかの照明設備というのはやはり必要になるのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

そういうキャンプ場のお話でございましたら、よく工事とかで使っているバルーンライトという可搬式のライトがございますので、そういうものでも代用できるのではないのかなというふうに考えてございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 基本的に河川敷には川の流れを、何でしょうね、せき止めるようなそういった類いのものというのは置けないルールになっているということで間違いはないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） 河川法でそのようになっております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 例えば常設のトイレ等を設置する場合、その流れを妨げないように、楕円形の形をしたトイレを設置する実績等もあるというふうにお聞きしているのですが、そういった実績はあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） そういった事例はあるというふうには聞いております。ただ、トイレに関しましては下水との絡みもございますので、下流側で水を取水している方もおりますので、そういう下水の処理とか、そういう複雑なところがあるというふうに聞いております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） （3）のほうに移りますが、水害リスクについてなのですが、大雨などによって予定地に仮に土砂が堆積した場合、かなり大きな被害になると思われまして。こういった水害の頻度についてはどのように見えていますでしょうか。例えば10年に1回発生するレベルなど、いろいろあるかと思いますが、どう見えていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

町長の答弁でもございますとおり、河川敷に乗るような洪水に関しましては、令和元年以降、30回観測されております。ただ、この当該地域

の河道掘削が完了した令和5年以降に関しましては、年間2回の観測頻度に収まっているというふうなところまでは確認させていただいております。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） かわまちづくりのワーキンググループの方々が、今年1月に静岡県函南町というところを視察をされております。本町のホームページにこの視察の報告が掲載をされておまして、土砂堆積時に迅速に復旧できる方策や体制の検討が必要というふうに記載をされております。ぜひ検討を進めてほしいと思うのですけれども、どのように進められるのか教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございますとおり、河川敷に乗っている、洪水ですね、が令和元年以降、30回観測されておるのですけれども、その30回に関しましては、大規模な土砂堆積というのは確認されていない現状でございます。なので、土砂堆積に関しては極端な、中小洪水に対する土砂堆積に関しては、そこまで構える必要はないのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、令和元年以降のような大規模災害に関しましては、そのような状況になるとは言い切れないところがございますので、そちらに関しましては、災害復旧事業等の手続を取れるように関係機関と調整を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 大雨のときに予定地の写真を撮影するなど、定点観測が必要かと考えますが、こういったことは現在、対応はされているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

現時点では定点観測等はしておりませんが、河川管理者のほうに、洪水があれば写真を撮っているというところもございますので、そういうところから情報提供を得ながら、今後は定点観測のほうを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 続きまして、大綱の3番のほうに移ります。

スーパーマーケットの誘致についてなのですけれども、町にあった唯

一のスーパーマーケットが今年の2月に閉店となりました。それで、開店したのが2005年の7月ということで、約19年6か月営業されていたということでございます。生鮮食料品や日用品の購入や、あとは地元の交流の場としても機能していたかと思えます。

複数の事業者と交渉しているということなのですが、事業者側から見た場合、店舗周辺の人口とか購買力とか、あと交通事情とか、そういった立地環境の分析を行って、総合的に出店するかどうかという可否を判断されると思えます。こういった判断のためにある程度の時間もおかかると私は思います。例えば半年とか1年とか、そういう時間が発生する可能性あるのか、見解をお伺いたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

もちろんそこはスーパー各社の出店戦略にかかる場所ですので、スピード感を持って出店を決断されるというところは早い決断をされるでしょうし、じっくりと考えるというところはじっくり時間をかけてお決めになられるかとは思いますが、我々としてはいずれにせよ、時間がかかろうとも大郷町に立地していただける場所を探し、交渉を重ねて探していくというようなスタンスで臨んでまいりたいと考えております。以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） ほかの自治体の例なのですが、鳥取県の若狭町というところでは、公設民営型のスーパーマーケットを開店した事例がございます。これは自治体や公共団体が保有をする土地とか店舗を業者に貸し出して、運営費の一部を交付金などで支援をして運営を委託するような形態となっておりますが、こういった形態については町はどう見えていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

現時点ではそういった公設民営というところの考えは持ってございません。と申し上げますのは、大郷町の出店メリットというお話を町長の答弁でさせていただいたと思えますけれども、地の利として宮城県を中心部にありまして、非常に交通量の多いところに立地しているというふうに認識をしております。そういったところを企業様にアピールしながら、まずはスーパーさんの出店戦略の中で大郷町を選んでいただけるような、そういったところの交渉を行うところから行ってまいりたいと

いうふうに考えているところでございます。以上です。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） （2）の地場産業等の支援についてお伺いをいたします。

就任の直後から、定例会の後から町内の各企業を訪問されて様々な意見を伺っているとの御答弁ですが、町の企業からはこういった意見が寄せられているのか、何か特徴があれば教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

町長の挨拶訪問に私のほうも同行させていただいて、隣で話を聞かせていただいていた中で、こういった御意見をいただいたかというものを、私も伺っております。

その中で主な要望といたしましては、労働力の確保が容易でないことであったり、町内企業間における交流機会の不足といったお話をいただいているところがございます。そのほか個別のお話というのは様々ないただいておりますけれども、大体共通するということではそのあたりかなというふうに考えているところです。

労働力確保につきまして、こちらのほうからは国や県の既存支援メニューなどを紹介して今後いきたいなというふうにも考えておりますし、そのほか町内企業の交流機会の設定というところでも、町内企業が一堂に会するような交流の場の設定であるとか、企業間の連絡協議会のような組織の立ち上げというのを検討していきたいというようなお話を企業様にはさせていただいております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） ぜひ要望の実現を求めたいと思いますが、こういった中小企業等の支援に当たっては、横断的な対策も必要かと考えております。例えば雇用確保の観点からのインターンシップ実施の支援とか、あと新卒の採用者に対する奨学金の返済支援でありますとか、教育福祉分野にもまたがっていくような対応も必要かと私は考えますが、こういった取組についてはどう考えていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

鎌田議員に御指摘いただきましたとおり、もちろん1つの部門で完結するようなお話ではございませんで、企業様のニーズというものは多岐にわたっております。

したがいまして、役場組織の中での横断的な連携というものはさるこ

とながら、もちろんのことですが、あと次、例えばハローワークさんであつたりとか国の機関、そのほか県の、具体的には大郷町は管轄ですと仙台地方振興事務所さんとか、あと場合によっては本庁も出てくると思いますけれども、そういった国や県との連携というものも必要になってくると思いますので、町単独で解決するというようなところにとどまらず、いろんな方々を巻き込んで、協力体制を取りながらやっていければ一番だなというふうに思っておりますので、今後も様々な町、町の中だけではなく、町以外の国や県なども含めまして、そういった企業様の支援に当たることができるように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、各都道府県なのですけれども、中小企業・小規模企業の振興に関する条例というのが各都道府県にあります。これと準ずる条例が市町村の全国の約25%の自治体で自治体独自の振興条例といったものの制定をしております。本町にはこういった振興条例というのはあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

本町にはないというふうに認識してございます。ちょっとすみません、確認していなかったもので、きちっと正確には確認していなかったのですが、たしかなかったというふうに認識してございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 私も例規集とかちょっと見てみたのですけれども、似たようなものはなかったようでした。

提案なのですけれども、やはり本町でもこういった振興条例、中小企業あるいは小規模企業の振興に関する条例を制定を検討してはどうかと考えます。近隣ですと、七ヶ浜町とか、あと塩竈市、多賀城市で、同様の条例が制定をされております。

中身を見ますと、基本的な町の方針、どういう、姿勢で支援していくのかというところが記載をされてございましたので、参考にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 具体例まで御提示いただきまして、ありがとうございます。今お話しいただきました自治体も含めまして、そのほかそ

ういう条例を制定しているところをまずこちらのほうで調べさせていただいて、勉強するところから入らせていただければと思います。以上でございます。

議長（石垣正博君） 鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 以上で質問を終わります。

議長（石垣正博君） これで鎌田暁史議員の一般質問を終わります。

次に、5番赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） 通告順位4番、赤間則幸。通告に従い一般質問させていただきます。

大綱の1番、SSP構想の実現。

10月28日6時半から粕川地区防災コミュニティセンターにおいて、地権者並びに関係者への説明会がありました。あのような曖昧な町長の答弁では、地権者の方々は納得することができないと私は思いました。そこで質問いたします。

1、スポーツX社が撤退となったが、町民が納得できるSSP構想を本当に実現していく気持ちがあるのか伺います。

2、企業誘致をどのように考え、かじを切っていくのか、所見を伺います。

大綱2、正しい選挙運動を。

8月の町長選挙で、石川町長のたすきをつけた別人が選挙運動をしたとの報道がございました。

また、選挙事務所内でSSP事業用地の土が足りなくなれば、除染土を持ってくるかもとの話が出ていたとの情報がございました。以下について伺います。

(1) 候補者以外の者がたすきをつけて選挙事務所前での運動を行った経緯を伺います。

(2) 造成地に除染土を持ってくるかもと、選挙事務所で話題になっていたと聞いたが、その経緯について伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 赤間則幸議員の大綱1つ目、「SSP構想の実現」の御質問に答弁をいたします。

(1)の「SSP構想の実現」につきましては、スポーツX株式会社の事業中止は、期待されていた地権者や町民の皆様には大きなショックを与えてしまったとの思いを強く持っております。

SSP構想の今後の方針を決定するためには、地権者の皆様の意向を

再確認することが重要であると考え、現段階において明確な方針を示さなかつた背景を御理解いただければと思います。

今後は、調査結果などを踏まえ、計画の見直しを含め、実現可能なものとなるよう関係機関との協議を進めてまいります。

(2)の「どのように考え、かじを切っていくのか」につきましては、鎌田議員への質問でも述べましたが、町としての方針を決定後、その方針の実現に向け、関係者と調整してまいります。そのためには、企業ニーズの再確認や多様な企業誘致の検討が必要と考えております。

今後、実施方針が固まり次第、議会へ報告をさせていただきます。

次に、大綱2つ目、「正しい選挙運動を」の御質問に答弁をいたします。

(1)の「当時の経緯」につきましては、私はその事実を把握しておりませんでした。

先ほどの金須議員への答弁と同じ内容となりますが、今回このような事案が発生しましたことにつきましては、皆さんに多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことを、心より申し訳なくおわびを申し上げたいと思います。

(2)の「経緯」につきましては、その内容について私は存じ上げておりません。

議長（石垣正博君） ここで10分間休憩といたします。

午後2時16分 休憩

午後2時26分 開議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） 再質させていただきます。(1)番の間に再質問させていただきます。

前回の9月の定例会におきまして、X社が撤退した理由について町長にお聞きしました。その際に、金額について、その大きい金額、年間の賃料、570万円に対して1,000万から2,000万円というお話をしたかしないかというお話を聞きました。そういうところで、話の中で町長は、そういう話を出したということでしたが、実際こういう話が出ないで、もう少し丁寧な説明をすれば、事業中止とはならなかったと私は考えておりましたが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 賃料とかそういう話ではないのです。一番は、選挙結果が一番やはり影響したのかなと思っております、はっきり言って。あと

は、事業費が当初計画よりスポーツX社さん、町もそうですが、スポーツX社さんも、事業費がかさんできている。さらに、完成までの期間が今の経済状況を考えると、1年、2年先となるとさらに事業費が膨らむんじゃないかということもありました。その辺を総合的に判断して考えられたのだと思いますので、その辺はそちらに聞いてもらえれば、真意は分かりませんが、そういう内容で私は解釈しておりました。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） 町長の考えというか意見というのはそういう意見ということでお聞きしましたが、ただ、やはりこれまで事業がずっと遅れてきて金額もかさんできたと。最終的に8億8,000万円ぐらいになりました。ただ、最終的には、その金額は2億6,000万円ぐらいで収まりますよという金額だったと思いますが、そういう圧縮されていった事業がなぜこう、やはり町長選を踏まえて、そういうので相手がその結論を出してきたと言われますが、でも根本的にはもう少しやはりこう、その日の19日の会談ですか、その日でもう結論を出すよりは、もうちょっと丁寧な説明というのはできなかつたものかなと、私はうんと残念に思うのです。

向こうも多分その事業を継続するっていう気持ちで来ていると思うんですよ。それをやはりその受け取る側が、町側がもう少しこう、丁寧に聞き取って話をするということのはできなかつたんですかね。同じ答弁になるかと思いますが。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） SSP事業について、まずもって議会から理解を得られなかったということも事実でありますので、それで資材高騰等を含んで事業費がかさんでくるという話でありましたが、結論というか、私はむしろ中止じゃなくて、事業費がかさむのであれば、もう少し考え方があるんじゃないか、規模縮小とか、そういったことも視野に入れて検討する余地ないですかという提案を、その途中ではこちらでお話もさせていただきました。結果的にそういう結論に相手方から至ったということでもあります。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） 中止になってしまったことを今さらね、また何回もこう言っても仕方ないのですけれども、そういう中でこれから、今からそのSSP構想を進めていく中で、その土地の再利用とか、新たに圃場を整備するとか、いろいろお金が結構かかってくると思うんですよ。多分この事業をするよりお金がかかってくると思うのですが、その辺はどのよ

うにお考えですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 事業費がかさむというか、まずもって地域未来投資促進法にのっとっての事業計画で今まで来ているということで、このことについて進んでいかなければなりませんので、何しようが10というわけでもないし、その辺のハードルもあります。その辺は県・国の理解を得ながら進めていかなければならないのだと思います。まずもって何よりも企業者の方々がどんな考え、意向の事業を提案してくるかということが一番だと思います。

S S P構想のその全体の中の60ヘクタールのうちのスポーツエリアと称している部分については、大体の地権者の方はこれまで理解を得られてきた内容ですが、若干同意を得られていない地権者もおられますが、あと農業団地とするスポーツエリア以外についての地権者については、複数名の方の同意も得られていない状況もありますので、その辺も含めながら、あるいは新たな事業を提案される企業者さんの事業内容、あるいは町としてもどこまで負担していくべきなのか、あるいは事業の効果も含めながら、と同時に先ほども鎌田議員にも答弁したとおり、今の地権者さんを含んで住民の方々の御意見等を参考にというか、尊重しながら、あるいは一番は議会だと思うのですが、その辺の理解を得ながらこの事業を進めていかなければならないと考えております。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） そういう中で、この農業振興に関わる事業をしたいという、その手を挙げている業者というのは何社かあるのでしょうか、まだないのでしょか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

現段階におきましては、そういった意思表示をされている企業さんはいらっしゃいません。以上です。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） どこも企業がないという状況の中で、自らこの大郷町で事業をしたいというその業者さんがこれから手を挙げて、大郷に来ますよという業者が果たして来るのかどうか、その辺の報酬なり商業的、もうかなりしなきゃないと思うのですが、やはりこの今の状況ではね、自ら手を挙げて大郷さんで事業をやりたいという業者は来ないと思います。やはりその辺を根本的に変えていかないと駄目だと私は思いま

す。

やはりこの大郷は今まで農業とか畜産とかね、そういうのがメインでありましたが、やはり後継者不足とかそういうのもいろいろございますので、それだけではやはり今から大郷を守っていくというのはかなり難しいと思います。

そういう中で、かわまちとかね、これから進んでいきます。やはりそういう事業もそのSSP構想と一緒に何とか進めていけるような考え方ですね。やはりいろいろ今アンケートは取っていますけれども、そしてそのアンケートに対していろいろ町長が考えていくという話だったのですが、それも必要だと思います。しかし、やはり町を引っ張っていく町長の考え、提案、それを一番初めに出して、それを出していただいて、それで進めていく、それが一番だと私は思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 具体的な考えというのは、この場でなかなか言えないですが、相手があることでありますね。例えばですよ、交流人口とか、あるいは町の経済効果とか、そういったことを単純にというか、それを重視するのであればですよ、議会からも前に、議会でも1回調査に行っただと思うのですが、例えば仙台のフルーツパークとか、ああいった形で農業イコール観光とか、そういった企業さんとかであれば、そういう可能性というか、町の効果にもつながるのかなと思っておりますが、いずれにしても町単独で事業をやるわけではないので、企業者さんの考え、意向も尊重していかなければならないと思いますので、その辺も含めながら、あるいはソーラーシェアリングとか、そういった企業さんが大郷町でやってみたいというお話もいただいている部分もあったり、あるいは農地に、例えば高収益野菜、果物とかそういったものをやりたいとかという企業さんのお話もないわけではないのですが、ただ、具体的に進んでおりません。

いずれにしても、その今ある、特にSSP構想のスポーツエリアの部分あるいは農業エリアについては先ほど答弁したとおり、具体的にこれまでも決まっておりますが、そこを含んで何とか活用できる方法があれば、あるいは地権者の方の理解が得られれば、そういったことも考える必要があると考えております。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） そのSSP構想、これを実現するために、何とか町長に

は頑張っていたきたいと思います。やはりにぎわいのないところにはお金も何も降ってこないと。やはりにぎわいを持たせる、それが一番だと思います。そして、やはり来たくなる、見たくなる場所、それをつくっていくというのが一番だと思いますので、かわまち構想もどんどん進んでいくようでありますので、避難道路もあらかた完成しております。

今まで何ていうかな、堤防が決壊していろいろ災害になってね、いろいろ粕川地区の人たちが大変な思いをしました。うちら小さいときからあの川はずっとありますけれども、その前からあるのですけれども、その川、堤防を利用した事業なり、堤防沿いに桜の木を全部ばあっと植えてしまうとかね。やはりちよっところ、大河原の一目千本桜ではないのですが、そういうような人を引きつけるような政策、お金も若干かかるし、国交省ともいろいろお話をしなきゃないと思うのですが、そういう考えをどんどん出していただいでやっていければ、すぐには無理ですけどもね。反対に5年後、10年後にはすばらしいものができるんじゃないかと私は思っております。そういう意味で、何とかこの構想が実現できるように、新町長には頑張っていたきたいと私は思います。

続きまして、大綱2番、「正しい選挙を」に移りたいと思います。

8月の町長選挙で、石川町長のたすきをかけた別人が選挙運動をしたとの報道がございました。また、選挙事務所内でSSP事業の土が足りなくなれば、福島の除染土を持ってくるかもという話をしていたとの情報も私の耳には入ってきました。以下の点について伺います。

すみません、間違えました。

(1) 候補者以外の者がたすきをかけて選挙運動を行った、それで回答をいただきました。この回答をいただきましたが、ちょうど報道になったのが、時間的に7時40分ぐらいだというその報道で、その事務所前で選挙カーもあって、事務所前でやっていたと。私もそこを通りましたが、旗を振ってかなり派手にやっていたのですけれども、それを町長は知らなかったというお話だったのですが、8時にはもう選挙カーはスタートしますよね。そういう中で、20分前にそこに候補者がいなくて、知らなかったというそのお話はちょっとおかしいんじゃないかと私は思うのですが、本当に知らなかったのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 私、いつも8時40分頃に、40分から45分頃にしかうちを出ていませんので、誰か事務所関係者というか、いれば分かると思いますけれども、いつも寸前にしか着いていませんでした。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） 随分と余裕のある御出勤だと思うのですが、実際でも、そのたすきをかけていた人がいて、仮に 8 時前に事務所に来たとしても、そのたすきをかけていた人からもらったりはしなかったのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 私が分からないところでやっていたと先ほどお話したとおりでありますので、その辺は全然関係ない話ですので分かりません。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） そうしますと、造成地の土が足りなくなった場合に除染土を持ってくるという話、これは何か事務所内で、そういう話で結構話題になっていたという情報はありましたが、これも町長の耳には入っていなかったということなののでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 議員も選挙したことあると思いますけれども、選挙事務所には私、日中おりませんので、夜 8 時には帰りますけれども、私はそのような話があったか、うわさがあったかどうか、全然気にしていませんし、その立場にもないので全然分からない。今回お聞きしてやはりそのようなという感じで、全然私はそこは分からなかったということであります。今日質問を受けて初めてそういう話があったのかというか、聞いただけです。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5 番（赤間則幸君） 知らなかったと。知らない。でも、事務所内でそういう話が出るということは、何ていいますかね、非常によくはないというか、もう選挙妨害というか、そういう話をしているようなことだと思うんですよ。そういうのに対してやはり全然耳に入ってこなかったというのは不思議でしょうがないですね。いずれにせよ、そういう事実があったということは私は聞いていました。ただ、町長は知らない。じゃあ、なおその辺はいろいろあと調べたいと思います。

そういう中でも、やはり何ていいますか、ある程度候補者として関係者とかいろいろいると思うのですけれども、その辺をやはりきちっと統一して意思疎通を取ってやっていくのが私は選挙だと思います。

だから、やはり間違った情報を流したりとか、それはまずいことであって、これからもやはりその、2 年後に我々もまた選挙ございますので、その際にやはりきちっとした正しい選挙もしていかなきゃないと思います。

だから、やはりそういうのがもしあればあったで、きちっと正していかないと、何か変なふうになっていくと思いますので、その辺は、選挙管理委員はいないのですけれども、総務課長、その辺どうですかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

我々も公職選挙法に基づいて実施してございますので、立候補される方につきましてはそのことを承知の上、立候補されていると思いますので、その辺もあともしそういうときにはしっかりと我々もお伝えできるものについてはお伝えをさせていただきたいと思ひますし、候補者自身もそれを認識した上で立候補されておると思ひますので、もし再度挑戦される方々につきましてはしっかりと対応させていただければなというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 赤間則幸議員。

5番（赤間則幸君） それで、またちょっとたすきのほうに戻っちゃいますが、町長は分からないと。ただ、こういう事実がいろいろ出て、いろんな形で出てきて報道とかになって、なった場合に、やはりある程度町長がその説明、きちっとした町民に対してとか、説明とか、いろいろそういうのも出てくると思うのですが、そういうふうになった場合にはきちっとしたやはりその謝罪なり、そういう説明というのはしていただけるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 謝罪は先ほど申し上げましたけれども、大変申し訳ないということです。候補者としてその辺は皆さんにおわびを、改めておわび申し上げたいと思ひますし、経緯等につきましては先ほどお話ししたとおり、今捜査中に関わることでありますので、そこに支障を来すと困りますので、私からは何もそこについては、発言はこの場では控えさせていただきますが、今後については今後で、その内容によると思ひます。

あとは、先ほど言われた、後でいいですから、恐らく再質問というか、こちらから反問権はないのでしょうかから、後で、何を根拠としてあのうわさという話、先ほど言われたのですが、そこの部分について後で教えてください。私分からなかったの。事務所内での、2番目の後で、誰からどういう内容で聞いたかというのを教えていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（石垣正博君） いいですか。

5番（赤間則幸君） いいです。以上で質問を終わります。

議長（石垣正博君） これで赤間則幸議員の一般質問を終わります。

次に、10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 通告順番5番でございます。熱海でございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回の質問に関しては、なるべく町長の考えを答弁いただきたいなと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、大綱1、町が管理している土地と施設についてでございます。

(1) 旧大郷牧場は草刈りを委託して何の利用もございません。今後の利用方法についてお伺いをしたいと思います。

それから、同じように(2)番、縁の郷の指定管理者を募集しておりますが、なかなか見つからない状況でございます。町民懇談会でレストラン・宿泊施設を一体で指定管理をしてもらう考えを持っているようでございますが、畑だけ貸す考えはないのかお伺いいたします。

それから、(3)ふれあい農園の今後の活用方法についてもお伺いをしたいと思います。

それから、大綱2番、かわまちづくり事業について。

(1) 粕川大橋を渡った吉田川左岸の三角地帯、レジリエンススペースの活用方法について所見を伺います。

(2) 河川敷にパークゴルフ場の計画がございますが、大雨のときの土砂堆積対策をどのように考えているのか。また、他の自治体を参考にすべきと考えますが所見を伺います。

(3) かわまちづくり事業の費用負担及び管理費は幾らになるのか、所見を伺います。

大綱3番、人口減少対策について。

(1) 民間企業で住宅用地造成は採算が取れないと聞いております。町単独で用地取得造成を考えてはとありますが、所見を伺います。

(2) 空き家・空き地バンクの登録をもっと積極的に進めてはいかがでしょうか。

(3) 「夢実の湯」の廃業で多くの方々から、残念との意見があり復活してほしいとの要望があります。町としての所見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 熱海文義議員の大綱1つ目、「町が管理している土地・施設について」の御質問に答弁をいたします。

(1) の旧大郷牧場の今後の利用方法につきましては、現時点におい

て具体的に定まっていない状況にあります。

旧大郷牧場は、これまでグリーンツーリズムのための事業用地として活用し、将来的な町の活性化につながることを想定し、活用方法を模索してきたところであります。

今後は、グリーンツーリズムにこだわることなく、町の活性化につながる事業によって土地を有効活用していただける事業者の模索を続けてまいります。

(2)の「縁の郷の畑だけの貸出し」につきましては、町といたしまして、縁の郷の最も効果的な活用方法は、宿泊施設、レストラン、農園を一体で管理・運営することであると考えております。

指定管理事業者や利用者がそれぞれの施設を組み合わせることで横断的に利用することが可能となり、縁の郷の活用の幅が広がりますので、そういった点もアピールポイントの1つとし、指定管理事業者を募集してまいります。

(3)の「ふれあい農園の今後の活用方法」につきましては、今年度は1人の方の一区画をお貸しし、利用いただいている状況でございます。

本町としては、農園を利用していただける方について、法人、個人を問わず募っていきたくと考えております。

なお、今後のふれあい農園の在り方につきましては、地権者の方々の御意向も伺いながら検討してまいります。

次に、大綱2つ目、「かわまちづくり事業について」の御質問に答弁をいたします。

(1)の「レジリエンススペースの活用方法」につきましては、令和元年東日本台風で甚大な水害被害を受けた地域住民からの要望を受けて、国が整備を進めているものであります。水害発生時には、一時的な避難場所としての機能に加え、災害ごみの仮置場など、地域の災害対応拠点としての活用が期待されます。

また、平常時は、かわまちづくりエリアにおける交流拠点施設としての運用を想定しています。飲食が可能な休憩スペースなど、来訪者の利便性向上に貢献できる施設としての活用も検討してまいります。

(2)の「大雨時の土砂堆積」につきましては、河川敷への施設整備に当たり、特に配慮すべき最重要事項であり、施設が冠水することを前提とした対策を講じる必要があると考えております。

鎌田議員への質問への答弁と同じ内容となりますが、令和元年東日本

台風以降に観測された中小洪水と同規模であれば、河川敷への土砂堆積による影響は限定的であると判断しております。

一方で、パークゴルフ場は、コースの形状的な特性から、中小洪水による土砂堆積の影響は否定できません。

この影響を確認するため、パークゴルフ場の仕様については、初期段階では復旧負荷を最小限に抑えることを念頭に置いた導入を検討してまいります。

具体的な仕様の決定に当たっては、実際の利用者の皆様の御意見を伺うとともに、他の自治体の事例も参考にしながら検討してまいります。

(3)の「費用負担と管理費」につきましては、これから実施する利用者及び事業者へのニーズ調査の結果により、施設の内容や規模の変更が想定されますので、明確な事業費と維持管理費はお示しすることができません。

S S P事業では事業費の変更により、町民の皆様に大きな混乱を与えた事実を重く受け止め、調査や設計が整った段階で、議会に報告をさせていただきます。

次に、大綱3つ目、「人口減少対策について」の御質問に答弁をいたします。

(1)の「町独自で住宅地の造成を考えると」につきましては、人口減少対策において、住宅用地の確保は喫緊の課題と認識しております。町の財政状況からも、民間活力による宅地開発が望ましいものの、昨今の資材高騰等により採算性の確保が困難である現状も承知しております。

本町といたしましても、定住促進の観点から、民間企業の宅地開発の推進と併せ、町主導による用地取得及び造成事業の可能性について、財政負担や将来的な需要予測を慎重に見極めつつ、調査・検討を進めてまいります。

(2)の「空き地・空き家バンクの積極的推進」につきましては、移住・定住の受皿として極めて重要なツールとなっております。現在も制度の周知に努めておりますが、広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、発信をさらに強化するとともに、固定資産税納税通知書での周知や民間企業等との連携、セミナーや相談会の開催など、空き家所有者への直接的な働きかけを積極的に行うことで、登録件数の掘り起こしと成約率の向上に努めてまいります。

(3)の「夢実の湯の復活」につきましては、営業時には町内外から

たくさんの来客があり、町民にとっても憩いの場となっておりましたので、廃業は大変残念なことでありました。

本町といたしましても、人を呼び込むことができ、町民が集うことのできる施設の復活を待ち望んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） それでは、再質問させていただきます。

大綱1番の（1）、町長の答弁に、このグリーンツーリズムの事業用地として、具体的にどういう内容で、これは何年前から借りているんでしょうね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

具体的なグリーンツーリズムというところですがけれども、今現在、存在しておりますパストラル縁の郷も含めまして、都市の方々から農村との、大郷町を農村とすると、その交流をするためのトータル的な場として、グリーンツーリズムというところで都市から人を呼び込むための事業として検討されていたというところでございます。

ほかに、現在は全く着手はされていない状況ですがけれども、縁の里山プロジェクトというものも何年か前にございましたけれども、そういったところでその都市の交流というところを考えていたところになりまして、大体いつから借りていたかというところになりますと、およそ20年ぐらいはたっているというふうに認識しております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 今、縁の郷とかという話だったのですけれども、九十何ヘクタール、ヘクタールという言い方はちょっと私、できないので、九十何町歩借りているわけですよ。縁の面積ってそんなにないですよ。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 町で借りております旧大郷牧場の全体、町で借りております部分としては92万1,000平米ほどになりますけれども、平方メートルほどになりますけれども、縁の郷はその中の一部という、縁の郷は町有地に建ててございますので、借りている土地とはまた別のところになっております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 縁の郷でグリーンツーリズムとかという話だったので、大郷牧場全体で92町歩、借りているわけですよ、今でも。借りているわけですよ。そのために土地代、賃借料と、それから管理費で、年間350万円ですか、支払っているわけですよ。そうすると、これが20年間という、10年で3,500万円、もう7,000万円支払っているわけですよ。7,000万円ただ捨てている、捨ててきたと思うのです。

例えばある程度ね、住民サービスでこういうことをやったよという何かあれば、多少は分かりますけれども、ほとんど使われていない。確か、縁の郷の畑あるところ、道路挟んで東側が町所有かな。西側が大郷牧場の土地だという話だったと思うのですけれども、これずっと支払っていかなきゃいけないんだよね。毎年、毎年。これ、どう考えます、町長。これ、町長に聞きたいのよ。これ、何とかしなきゃいけないんじゃないですか。ねえ、町長。どうですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） これまでもグリーンツーリズムを掲げてやってきて、何とかしなきゃないと思ってやってきたのですが、その1つは昨年、テレワークもそうだったのですが、それももうまうまういかなかった。今のところ、まず協議をしている状況なので。いずれにしても、あそこを有効活用、今ある施設、農園、含んで、町が管理している分、借りている分全部じゃなくてね、町が今まで使ってきた分については有効活用を何とかしていかなきゃないというのは、これは新年度からでも何とかいきたいなど。

実際、施設に関わる指定管理ということで具体的な考えを言われている企業さんもありますけれども、ただ、決定的にこの内容でということまではまだ至っていないので、双方入り口の話の段階なので、その辺、できるだけ早めに方向性を決めていきたいと思えます。

それで、全体についての、何とかしなきゃないということで、グリーンツーリズムということで先ほど答弁させていただきましたが、やはりこれまでグリーンツーリズムをテーマでやってきた施設ですが、全体的にね、そこはもう時代に合わせた形というか、別の展開でもいいのかなと考えております。

そういった企業さんの使い方とかも取り入れながら、あるいは不要な部分も確かにありますし、以前使っていた分の畜舎とか小屋とか、そういったものの跡もまだ残っています。そのまま全部片づけられておられないので、その辺もしっかり整理して片づけて土地を返すにしても返さ

なきやない。それで、返されるほうもできれば納得してほしいと言われるかもしれませんが、その辺はちょっと時間かかるかもしれません。

ただ、議会から特にこの1年間、そういうようなお話、御意見を賜っておりますので、そのことによって町民の方もやはり改めて関心を持っているようでありますので、その地域の方、地権者でない方々からも、やはりそういう使い方はおかしいんじゃないのとか、町でお金の出し方がおかしいんじゃないかとか、そういった話も聞いておりますので、その辺の有効活用の仕方、誰からも理解できるような公費の支出の仕方を踏んで協議というか、検討してまいりたいと思いますし、 unnecessaryな部分はどのような方法で解決できるかというか、解消というか、そういった方法も考えながら結論を出して、なるべく早めに結論を出していただきたいと思いますので、と同時に知恵があれば知恵をお貸してください。よろしく申し上げます。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） この契約って何年までなのですか。賃貸借は。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 1年契約で、異議がない限り自動更新というように形になっております。1年契約で、異議がなければ自動更新というふうな契約になっております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 今、これは全体的に私の質問になるのですがけれどもね、人口減少となっているのも、大綱3番目であるのですがけれども、それも踏まえたときに、住宅用地なりね、それから工場用地、ないわけですよ。それで、92町歩という結構な面積だと私は思っているのです。

県のほうで企業誘致のね、何か特別室みたいなものがありますよね。あそこの担当者からもちよつと言われたことあるのですけれども、大郷町には商品がない。土地、商品がない。だから大郷町に企業、行きたいと、行きたいというか、宮城県に企業を誘致したいとなったとき、大郷町は推奨できない。物がないのだから。ほかは、例えば大衡さんだったり、大和町さんだったり、用地を確保して、県からここだったらいいということで、トヨタあたり来ていると思うのですけれども、大郷町にはとにかく何にもない。何もないうてまず、工業用地もね、前は川内で二、三か所、空いていたところあるのだけれども、2か所しかない。そういうところに大郷町を紹介できますかと。商品がない店に誰が買いに行きますかって言われたことがあるのです。

だから、そういうことも踏まえて、その県の担当者と相談するなり、多少こう、さつき町長は、あした、あさってにすぐできるということではなくて時間をかけるしかないと言うので、時間がかかってもいいので、第1歩としてそういう取組って必要じゃないかと思うのだけれどもね、町長。どうでしょう。我々、名古屋に行ったこともあると思うのです。そういうことを言われてきたのです。

だから、そういうのも検討の材料としてね、すぐ取りかかるものでもないと思うのだけれども、そういうことも検討してもらいたいなと私のほうで思ったのです。このままだったら毎年草刈りして終わりだよ。毎年草刈り。何のためになるの、それ。熊予防のためですか。そうじゃないでしょう。私も今回みんなで視察したけれども、すごい面積ですよ。もったいない土地だなと思っているので、やはり町の活性化のためにも、そういうところはちょっと県と交渉するなり話合いするというのは大事じゃないかと思うのだけれどもね、町長。いかがですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 企業用地がないというのはそのとおりであります。先ほども、今回企業訪問させていただいて、用地を求めている企業も町内にありました。複数社ありました。そういったこともあるので、ただ、あそこを企業用地として使えるか使えないかは、今判断しかねるところはありますけれども、その辺も1つの選択肢の中で、そこは含んで検討すべき用地の面積もあるし、実質、長福寺の上辺りなんか、企業さん1つ入って進んできていますので、そこは、例えば仙台から来ても、三陸道も仙台新港からも利便性があるから、町内の企業さんにも今回改めて意見をいただいています。大郷町は企業で仕事する分にはいいところですよということも言われていますので、熱海議員から今提案があった部分も含んで、企業用地の確保に改めて頑張っていきたいと思えます。

あとは、今ある、うまくきれいに片づけることもやはり視野に入れていかなきゃないかなとも考えておりますので、用地の使い方あるいは企業誘致に力を入れるということを改めてお約束をさせていただきますので、よろしく願います。ありがとうございます。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 大変ありがたい答弁をいただきました。よろしく願っています。

それから、(2)番の縁の郷ですね。ラトリエが撤退してからずっと問題になっているのですけれども、その前からずっといろいろと縁の郷っ

て問題になっているのですが、今回、地区懇談会である方から、畑だけね、部分だけ、もうただで貸したらいいんじゃないのというような質問をいただきました。

そうしたら、課長の答弁は、畑とレストランと宿泊施設一体で指定管理なのでという話だったのです。あくまで町の指定管理というところから離れないんですね、頭の中。私は、もう畑は畑で、もう前はうんと安いので何人か借りていましたよ。それがラトリエになって料金を上げたらいなくなりました。

逆に、畑だけ作ってもらって管理してもらったほうがいいんでねえのすかや。何だ、なまっているかな、俺。すみません。畑を貸して、ただでもいいと思うのです。そこに交流人口って生まれるじゃないですか。そうしたら、その畑を作っている人たち、ああ、御飯を食いにいくの大変だなといったら、レストランやればいいじゃないですか。1日で畑仕事が終わらない。いや、1泊したいなとなったときに、また宿泊施設、貸せばいいんでないの。と私は思うのです。私はね。取りあえず交流人口でしようと思うのだけれども、町長、いかがです、私の考え。間違っているすかや。俺、町長の考えを聞きたい。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 考え方、それはそれで否定はしませんよ。ただ、あそこの縁の郷を一体でやはり活用するべきかなということで、まず今、現段階で考えている。ただ、有効的に農園は農園、こっちの宿泊棟は宿泊棟、レストランとか、あるかもしれない。それぞれ連携して、別の事業者であろうが、これは連携して効果的に運営できる方法もあるとは思いますが、結局、町でできれば指定管理料のかからないような形でやってもらうのが一番ですので、今現在は間違いなくかなり無駄をやっている状況でありますので、これも春までに方向性を目指したいと思っておりますので、もしこのほかに何かアイデアがあったら、農園を安く貸すだけでなく、高く貸しても借りる人がいるような方法とか、一緒に周りのスペースを活用していただけるような業者さんとか事業者さん、例えば企業とかサークルとか、あるいは学校関係だとか、これは大学とかになるのかな、そういうところ、組織、組織でいろいろあるので、そういう団体さんに貸してやるとか、愛好会的なもの、いろんな団体がありますから、NPO法人でも、あるいはスポーツの団体やら芸術の団体やらありますので、そういった方々に農業の魅力というか、農村の魅力と同時に食の魅力で、農園で、あそこで泊まり、宿泊をやっていただくとか、そういっ

たことも考えていくことも1つの選択かなと思っておりますので、なるべく早く結論を出していきたいと思っております。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） それから、宿泊施設とオフィス、何だっけ、隣、テレワーク、テレワークの管理って今でも町でやっているんですね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

現在も町で管理をさせていただいております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 前に聞いたときに、このテレワーク施設とこの宿泊施設を別で考えている、何か答弁があったと思うのですけれども、例えばテレワーク施設を利用したい方は5時で終わり、宿泊できないという答弁があったんですね。だけれども、テレワークする人って、夜中も仕事をしたい人がいるはずですよ。

そういうときに、誰が管理して、管理できないから5時で終わるみたいな話があったのですけれども、何のためのテレワーク施設なのでしょう。私は宿泊しながらテレワークするものだと思っているのですけれども、その辺はいかがですか。これ、前にも質問していたのだけれども、私は納得できないので、もう1回質問させていただきます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

宿泊施設が再開すれば、もちろんそのお泊まりいただきながら、例えば海外とのやりとりなどは夜中、時差がありますので夜中というところにもかかってきますので、そういった方については夜間の利用というのも非常に必要性が出てくるというふうに思われます。

ただ、今、宿泊施設が休止状態になっている中で、テレワーク施設のみ利用をできるように募集をしている状態なわけですので、その夜間の利用となると、どうしても管理というものが生じてきます。また、テレワーク施設はあくまで、今宿泊施設がない中ではオフィスというような機能を持っていたいただいているものですから、どうしても宿泊施設が稼働していないという中では夜間というものは止めさせていただいて、そして夕方5時半までというところでの運用ということをやらせていただいている状況になっております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 休止ということだけれども、何で休止しているの。わざわざ、去年の3月定例会だっけな、去年だっけか、あそこ、お風呂を使うためにボイラーを直したんだよね。宿泊してもらうために直したんだよね、何千万円もかけて。それ今休止になっているって、勝手に休止にしているの。どういうことなの、この休止しているって、私、理解できないのだけれども。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） もちろんその指定管理者、宿泊施設も一緒にやっていただける指定管理者が見つければ、そこは宿泊を再開させていきたいというふうに考えておりますけれども、今、運営を担っていただける方がいらっしゃらない状況なので、休止をしているという、やむなく休止しているというような状況でございます。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 今、私が質問したときに、宿泊施設とテレワーク施設、町で管理しているのですかと言ったら、はい、そうですと言ったんじゃないの。それ、管理しているんじゃないの、町で。違うの。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 申し訳ございません。町で管理しているのは、テレワーク施設のみ管理しております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 町長、やはりおかしいわ。無駄な金をどんどんつぎ込んでいような気がしますよ。さっきの旧大郷牧場もそのとおり、縁の郷もしかりなので、時間がかかってもいいから前向きにもう、こういう負の財産、何とかなくすように努力していきましょうよ。お願いしたい。

（3）番も同じなのです。ふれあい農園ね、羽生にあるふれあい農園もしかりなのですけれども、ふれあい農園、今1人借りている。1人借りたものの貸しているお金って幾らもらっているのです、年間。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

年間一区画当たり2万円を頂いております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 農地貸して、2万円のために幾らかけていると思います、あそこに。町で。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

令和6年度の決算ベースになりますけれども、令和6年度は10月から3月までというふうなことになっておりますので、そこは御理解いただければと思うのですが、まず光熱水費として1万8,000円ほど、そして草刈り等の業務で、こちらは1回お願いしております約35万円。そのほか賃借料、地権者17社の方からお借りしている賃借料が50万円ほどで、合計しましておよそ87万円を令和6年度はお支払いしております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 課長ね、草刈り、今1回って言ったじゃないですか。昨年度は1回でしょう。今年、何回の予定だか分かっています。4回だよ、4回。4回やって150万円。借りているの50万円さ。合わせたら200万円だよ。1回ちょっと今年の春、1回忘れたけれどもさ。その分、草刈り業務が大変な状況になったわけです。2回分ぐらいの労力を使って草刈りしているんですね。でも、200万円さ。2万円のために200万円かけているんだよ。200万円。ちょっとどう考えます、この2万円のために200万円だよ。町長が悪いわけでないよ。だけれども、何とかしなきゃないでしょう、これだって。これから町長の考えを聞きたいのです。我々も考えなきゃないと思っているんですよ。みんな税金ですからね。だから、町長の考えを聞きたいのです。お願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 農園ね、ふれあい農園についても、やはり有効活用になっていない。ただ、目標、計画のとおり来ただけで、それがやはり途中から努力が足りなかったのか、あるいは社会の情勢に合わせて、もしかすると用途を変更すべきだったのかもしれないし、それだけの面積が要らなかったかもしれない。あるいは地権者の方々に、今利用されている方、あそこをゼロにすると、それはそれで、それは個人と契約してもらおうとか、地権者の、残った分の土地についての活用方法については地権者の人たちが、返されても困るとかと言うかどうか分かりませんが、そこはうまく使い方、あるいはもしかすると広報、募集の広報ももしかすると足りなかったのかもしれないし、その辺も含めながら活用方法あるいは土地が有効に使うというか、町の経費の効率的なことをまず優先に考えて、町民の方の利益になることにつながるような事業にしたいと思っています。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） それでは、ちょっとね、本当はもう一つあったのだけれども、ちょっと時間の関係上ね、大綱2番に移りたいと思います。

大橋を渡ったところのレジリエンススペースというのですか、なかなかちょっと私の口から言いづらいのだけれども、もっと簡単な名前にしてほしいのだけれどもさ、何かいい方法がないかなと思っているのですけれども、あそこを今、何ていうの、掘削している状況ですよ。地盤が弱いということで。その地盤を固めるのに何メートルぐらい土を取って、どういう工事なのかちょっと分からないのですけれども、その辺ちょっと詳しいところを教えてほしいのです。分かりやすいようにお願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

地盤改良ということは今やる計画はないというふうに聞いております。ただ、周りの土地を引込み沈下を抑えるために矢板という鋼の板、それを地中に何メートルというふうに打ち込む作業をする計画になっておりまして、ただ、畑の上にその矢板を打ち込むクレーンが乗れない状況になっておりますので、その関係で今の畑の土を1回どかして、良質土を入れて、まずクレーンが乗れる土台を造るという工事を今しているという作業になっております。ごめんなさい、田んぼです、田んぼの土をどかして、良質土を持ってきてクレーンが乗れる地盤を固めているという状況でございます。

議長（石垣正博君） ここで10分間休憩いたしたいと思います。

午後3時26分 休憩

午後3時36分 開議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 先ほどの三角地帯、三角地帯と言わせてください。三角地帯なのですからけれども、その土が寄ってこないようにするためのクレーンを入れるんですよ。それで、その下って、その固めるってどういう工法なのです。その辺がちょっと分からないのです。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） 地盤改良につきましてはいろいろな工法がございます。例えばセメントを混ぜてしまおうとか、あと砂のくいを打って地盤を固めるとか、そういった工法があるのですけれども、今回の工法はそういうのは採用しないというふうに聞いておりまして、イメージいただくと、土、水を含んだスポンジの上に、これから盛土を持っていくというイメージに近いのですけれども、その水を含んだスポンジの上

に急に完成形の盛土をぼんと乗ってしまうと、水がぶしゃつと出て、上に乗ったものが傾いてしまうという状況、イメージできると思うのですが、それをしないために徐々に徐々に、ちょっとずつちょっとずつ水を出しながら、盛土の完成形につなげていくという形を取るという形で、下の地盤の水を追い出しながら徐々に徐々に上を盛っていくという形を取りますので、ちょっと盛土の完成までに時間がかかる。ちょっとイメージつきにくいですかね。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） いやいや、何かくいを入れるんですよね。そのためのクレーンを入れるために固めるんですよね。それ以降でなくて、その前のクレーンを入れるための地盤ってどうするのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） 説明不足で申し訳ございません。まずは、一番最初に申した矢板の打設に関しましては、下の盛土をしていきますと地盤沈下が起きますので、まず縁切りですね、町道との境に、町道が地盤沈下を起こさないように縁切りの矢板を打つ必要がございます。

その縁切りの矢板を打つために、クレーンを設置して矢板を打つことになるのですが、そもそも田んぼのほうの地盤が非常に悪過ぎて、クレーンの重さに耐えられないというのがございますので、まずそのクレーンの重さに耐えられる部分だけの土の入替え、それを今しているという作業になっております。それが完了して矢板が打ち終わりますと、その三角地帯のところに盛土をしても地盤沈下、三角地帯は地盤沈下はするのですが、町道とかの地盤沈下は引き込まなくて済みますので、徐々に徐々に盛土をしていくという流れになります。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） その矢板というのは、例えば盛土をずっと重ねていったときに、最終的に取るの。それとも、そのままなのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） そちらは存置、そのまま抜かずに存置になります。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） それを抜かないでいたらさ、その矢板って何年もつものです。普通、矢板って鉄板ですよね。多分組み合わせる鉄板、取っていくのだけれども、結構厚みもあるけれども、鉄だということは、いつか腐れてなくなるわけだよね。その辺はどうなのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） そういう心配はございますけれども、そもそも矢板の厚みがかなり分厚いので、あんまりその腐食によってなくなるという心配もございませんし、あの地点は地下水位が高いということで、基本的に水の中にずっとつかったままだと腐食しないということにもございますので、その点は安心してよろしいかと思えます。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） それで、堤防の高さまで盛土をするという計画だと前、説明があったと思うのですけれどもね、その盛土をした上に何か施設を建てる計画もあると思うのですけれども、盛土の部分まで国にやってもらえる。上物に関しては町がやるという話だったと思うのですけれども、下がもう軟弱地盤で、施設を建てるのに、今だと何かこう、くいを入れて地震に強い建物にしないといけないというのがあるのですけれども、そのくいを打つというのは、それは町なのですか、国なのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） 建物の今、基礎形式については検討しているところでございますが、基本的にその堤防のほうにくいが打てないという河川法の縛りもございますので、現在はベタ基礎、直接基礎と、土の上に平場の基礎ですかね、そういう形を想定しております。

議員が心配されている軟弱地盤の上というお話でしたけれども、例えば中粕川のかさ上げ宅地のおうちのところも、あそこも同じ軟弱地盤に建ってはおりますけれども、あのときは、もともとその家の重みがかかるのを想定して、あらかじめ高い盛土をして、その後、盛土を撤去したという経緯がございますけれども、今回も恐らく町とちょっとこれから、国とこれから協議になりますけれども、交流拠点施設が乗る重み分を1回、堤防より高く盛り上げてもらって、ある程度安定した後に余分な高さまで切り落とすという作業になって、地盤を安定させるという作業に入っていくということになっております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） ちょっと時間がないのですけれども、例えば施設を建てる時にね、ちょうど今、堤防から下りてくるじゃないですか。その施設が建ったら、そこに入って行く道路も必要ですよ。その辺は今のその幅の道路で考えているのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） 粕川大橋から直接入るというルートは想定し

ておりませんので、下の信号のところ、あそこのところから徐々に階段状の形で盛土が上がってきますので、スロープを設けて下から入っていく形を想定しております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 次にいきます。この河川敷のパークゴルフについてなのですがけれどもね、なぜこのパークゴルフ場と考えているのか、ちょっと私には分からないのです。実際、仮のパークゴルフ場でね、場ではないのですがけれども、穴とティーグラウンドを造って、大雨が降ったときにどうなるかという試験をやっていたはずなのですがけれども、その結果って何の報告も我々は受けていないのだけれども、どうだったのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） 社会実験的に、ちょうど堤防が決壊した辺りにエリアを設けてやっておりましたけれども、あそこのエリアはちょっと地盤が高くて、先ほど30回ぐらい冠水していると申しましたが、それはもうちょっと下流側のところで、堤防決壊した辺りはちょっと冠水が確認されていないという状況でございました。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） ということは、その仮に造ったところに水が上がっていないと分からないということだと思っただけけれども、今まで30回上がってだと、これまで年に2回上がっていたというけれども、だけれども、年に2回上がったレベル、なければ土砂の堆積はないという説明だったと思うんですよ。

ただね、復興推進課の課長と、あと地域整備課の課長ってね、熊本に行って、河川敷のそのサッカー場なり施設、視察に行ったことあるのです。そのときはね、きれいだったんですよ、確かに。すばらしい施設だったのです。3年に1回しかそこには水が上がらないということで、じゃあ上がったらどうするのと言ったら、そのときに考えましょうということだったんですよ。ああ、そういうものなんだ。でも、うちには上のほうに席はないし、年に3回も上がってどうするのかなと心配していたのです。

そうしたら、復興の課長が、ちょっと調べてもらったのですがけれどもね、令和元年の東日本台風の倍降ったそうなのです、そこ。倍。堤防も決壊するぐらい越水して、するぐらい、大変な大雨が降って、そうしたらその施設どうなったのって見たら、すごい土砂の堆積だったわけですよ。多分2人で確認していると思います。20センチ以上だということから、

すごい土砂の堆積。今でもどうやって復興するか多分、そっちで悩んでいると思うのです。

それを踏まえたら、そういうことだって、今までの観念からして、年に2回しか上がらないから大丈夫だろうという、そういう想定ではないと思うんですよ。そこはやはりちゃんと調査して、どうやって復興したのか、それまでもうちょっと考えてほしいなと思っているのです。いかがですか、その辺の考えは。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） お答えいたします。

議員おっしゃっているのは甲佐町の事例だと思いますけれども、甲佐町で今回起きた災害というのが大規模災害に想定するものだと思います。町長が答弁で申させていただいたのは、中小洪水ということで、そういう中小洪水であればさほど影響がないであろうという回答をさせておいておまして、もちろん書いておりますけれども、この吉田川でも令和元年相当の大規模災害が起きれば、もちろん災害復旧事業の適応に向けて動かなければいけないというふうに考えておりますので、ちょっと今回の甲佐町の事例と、通常年に数回冠水する事例というのでは、ちょっと比べる対象が違うのではないかなというふうに感じております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） いや、あのね、そういうことが起こらないということはないと思うのです。想定外って、今はそれが想定内だから。あるかもしれないでしょうということを言っているの。今までの事例どうのこうのでないの。そこは特別だったって、そうでない。日本国どこだってそういうことは起きるわけですよ。もう今の異常気象、昔の常識、全然当てはまらないので、その辺を考えて、事例があるわけだから、そこを考えてから行動してもいいんじゃないのと言っているの。そんな早急に急ぐ必要もないと思うのです。

それからね、ちょっと時間ないからだけれども、この維持管理費、パークゴルフ場だと、さっき答弁で1,700万円ほどで、入場料でペイできるような話をしたけれども、そんなレベルじゃないですよ。大衡に行つて聞いてきてみてくださいよ。毎年大変な赤字ですよ。それを穴埋めしているのは補助金ですから。大変だって言っているんだよ。そういうふうな河川敷になったらもっと大変だよ。もうちょっと何ていうの、研修なり聞き込みをしたほうがいいと思うのだけれどもね、私は。私は聞い

てきましたよ。私はパークゴルフ場推進派なの、実は。ただ、河川敷が納得できない。もうちょっと調べてほしいと思うのだけれども、どうです。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課、櫛濱技監。

復興推進課技監（櫛濱 学君） 議員がおっしゃるとおりだと思いますので、ちょっと調査のほうも進めながら、聞き取りもしながら検討のほうを進めてまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 本当に時間なくなっちゃったな。

次に、大綱3番の人口減少対策についてなのですが、本当に今、土橋のほうでも民間企業がね、造成しているのですが、大郷の町では採算取れないと言っても、町のためだってやっているみたいですが、仙台辺りだと土地が高くて、売るのに採算取れるような話も聞いたけれども、大郷ではできないということなので、じゃあそこに何らかの形で町で助成するなりして、民間でやるのだったら町でこの補助を出しますよとか、じゃなかったら町で土地を買って、あとは造成を任せますよとか、そういう考えの下に何とか宅地造成、進めてほしいと思うのだけれども、町長。大郷に来たくても住むところがないの。住む土地がないの、まず。その辺どうでしょう。どう考えていただけますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 民間で造成して合わないという話、あんまり聞いていなかったけれども、町でやっても経費がかかるのは同じですよ。ただ、だからそこを逆に私は、町のほうが造成にかさむのかなと思っていたのですが、何だか熱海議員とちょっと私、認識が違うのかなと思ったけれども、いずれにしても、町でも、場所にもよるのですが、造成費、平らなところであれば最初から大した造成費はかからないし、そういった場所を選んで宅地として定住促進ということになると、やはり必要性は感じておりますので、平場で宅地開発造成を考えたいと思いますし、特にできれば若者世代の移住・転入を図るような施策に持っていきたいと考えていますので、よろしく願います。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） ちょっと何が違うのか分からなかったのだけれども、例えばね、町で多少かかっても、将来的に、前に町長も言っていたじゃないですか。民間では売ったら終わりや。そこで利益を生まなかったら企

業でないわけだから。でも、町の場合は違うでしょうと。税収入でしようという考えもあったじゃないですか。そういう考えの中で町が率先して土地取得なり造成をしてもいいのではないかなと。いろいろ当時は問題ありましたよ。だけれども、町でやらないと、多分企業ってなかなかできないのかなと思っているので、ぜひその辺も踏まえてお願いしたいと思います。

それから、私、今までも何回も言っているのですけれども、空き地・空き家バンクね、件数少ないよね。課長、これ、前にも言ったけれどもさ。じゃあないのかといたら、あるんですよ。ただ、土地の所有者なり建物の所有者なり、独り住まいで亡くなった場合、誰の所有になっていくかというのはなかなか難しい点があるのも分かるのです。でも、そこを担当課として突っ込んで調べてさ、こういう土地ありますよ、こういう空き家ありますよというのを増やして行ってほしいわけです。そうでないと、増えていかないでしょう、待っているだけでは。だって固定資産税を出しているわけだから、どこかに知り合いなりいるわけでしょう。そういうのを考えて、担当課としてもっと突っ込んでいろんな情報入れて、空き地・空き家バンクに登録してもらえるように努力してほしいと思うのだけれども、どうですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

昨年ですけれども、空き家のアンケート調査ということで、以前に区長さんからの情報もいただきながらということで、140件の方にお送りして、返ってきたのが60件程度で、実際、空き家としては三十数件ということでした。

その方たちのアンケートの中で、これからそういった空き家バンクであったり、あるいは民間の企業さん、不動産会社であったり、その辺を紹介してもいいですかというようなアンケートの質問をしております。その回答をいただいて、その内容で御案内のほうもさせていただいたというところがあるのですけれども、実際、直接そこは所有者の方、管理している方に届いたというところはあるのですけれども、実際は、返ってきているのはそれほどないというような状況があります。令和6年度は2件、令和7年度は2件の登録ということでしかない、空き家ですけれども、登録しかないというような状況もございますので、これまでもいろいろと周知のほうはしているというような状況ではございましたが、今後、熱海議員がおっしゃられるとおり、こういった形が一番届く

のかというところを、どういった調査をすればといったところも、いろんなやり方があるかと思しますので、様々参考にしながら取り組んでいければと思っております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） ちょっと通告にないかもしれないのですけれども、廃屋、ありますよね。例えばバンクに登録できないようなね。リフォームにも、もう解体して家を建てたほうがいいというようなところもあるのですけれども、例えばね、そういう廃屋の近いところの隣に新しい家を建てて、そのまんまの家って結構あるんですよ。今まで住んでいたと。結局はもういつ倒れるか分からなくても、そこは壊さずに新しい家に住んでいるというお宅がいっぱいあるのです。

こういうのって、例えば税金が高いからという面だけで解体しないというのがあるのだけれども、それを撤去したときに何らかの方法で雑種地にするとか何とかというのはできないものなんですかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 今のところ私のほうでの情報として持っているところでは、その空き家・空き地の問題というところでの情報というところですが、確かに議員おっしゃるとおり、撤去した場合には、これまでの宅地の特例というところでの税の減免というか、それがほぐしてしまって、住宅がなくなった場合に6倍になってしまうというふうな制度になっているというところがあります。それが何とかそのさらに特例というところでは何か方法があるかというところ、今現在、情報としてはないというところがございますので、改めて確認はしてみたいと思っております。

議長（石垣正博君） 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） （3）番も1分しかない、1分もないので、町長、夢実の湯、何とか、今所有している企業さんと話し合いながら、町でできる部分で、何とか協力できないかなと思うのですけれども、お願いしたいのですが、町長、最後にいかがですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 議員の思いは分かりますし、町民の多くの皆さんもそう思っております。企業さんの考え、意向次第なのですが、その辺の考え、意向をこちらからも伝えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（石垣正博君） これで熱海文義議員の一般質問を終わります。

次に、7番鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 通告順位6番、鈴木恵子。よろしく申し上げます。

まずは、第1項、倒木の安全対策強化について。

本町には赤道が多く存在し、また人通りは少ないものの木々が鬱蒼と生い茂る公園もある。これまでも、夏の豪雨で倒木が発生し、幸い通行人はいなかったものの、危険な状況であった。

さらに、先日の暴風では倒木により停電が起こるなど生活への影響も出ている。

これからの季節は積雪や暴風による倒木リスクが、さらに高まることが懸念される。人身事故や災害を未然に防ぐためにも、早急な安全対策が求められる。以下の点について伺います。

（1）赤道・町道・公園の定期的な樹木点検の実施状況は。

（2）災害時の停電リスク低減に向けた町の対策は。

大綱2、ふれあい農園について。

本町の貸農園は利用者が少なく、多くの区画が空いている。今後どのように利用していくのか、所見を伺う。

大綱3、教育長・代表監査委員不在の対応について。

（1）教育長が不在の状況が続く中、教育行政の継続性や現場への影響について心配している。この間、教育委員会の業務はどのような体制で進めていたのか、問題はなかったのか、早期の選任に向けた見通しについて伺います。

（2）代表監査委員の任期について、町で把握していなかったのか、このような状況になった理由と、今後の対応について所見を伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 鈴木恵子議員の大綱1つ目、「倒木の安全対策強化について」の御質問に答弁をいたします。

（1）の「赤道・町道・公園の定期的な樹木点検の実施状況」につきましては、赤道は、町内広範囲にわたるため、定期的な点検は難しい状況にあります。行政区長さんや町民の皆様から倒木等の情報をいただき次第、伐採や撤去など早急に対応しております。

また、町道につきましては、月1回の道路パトロールを実施しているほか、台風・豪雨などの災害発生後にはパトロールを実施し、倒木や倒木のおそれがある樹木を確認した場合は、速やかに伐採などの対応を行っております。

公園についても、月に1回、職員が定期見回りを行っているほか、大雨

や強風などが発生した場合にはできる限り早く公園を巡回し被害確認や安全確認を行っております。

(2)の「災害時の停電リスク低減に向けた町の対策」につきましては、東北電力やN T T東日本に情報提供し、町民の皆様から役場に問合せがあった場合には、各社窓口の連絡先をお伝えし対応しているところであります。また、台風・豪雨などの災害発生時には、電力会社と情報共有を行い電線損傷の未然防止に努めております。今後も、異常気象による倒木リスクの高まりを踏まえ、点検の実施及び関係機関との協力による停電リスクの低減に努めてまいります。

次に、大綱2つ目、「ふれあい農園について」の御質問につきましては、熱海議員への答弁と同じ内容になりますが、今年度1人の方に一区画をお貸しし、利用いただいている状況でございます。

本町といたしましては、農園を利用していただける方について、法人、個人を問わず募っていきたくと考えております。

なお、今後のふれあい農園の在り方につきましては、地権者の方々の御意向も伺いながら検討してまいります。

次に、大綱3つ目、「教育長・代表監査委員不在について」の御質問に答弁をいたします。

(1)の「教育長不在による教育行政の継続性や現場への影響」につきましては、教育委員会の会議その他教育委員会の議事運営に関する事務は、教育長職務代理者が行い、それ以外の事務については、学校教育課長と社会教育課長が行っております。学校等の対応は、各課長と指導主事が行っており影響がないよう対応しております。

なお、このたび適任者が見つかったことから、今12月定例会に追加提案したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(2)の「代表監査委員の任期について把握していなかったのか」ということにつきましては、町では把握しておりました。このことも9月定例会に提案すべきではありましたが、今12月定例会に追加提案したいと考えておりますので、よろしく御理解のほど申し上げます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） じゃあ点検は一応している、行政区長さんとかに情報をいただきながら、危険木に対しては町では把握しているという認識でよろしいのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） あと、公園などは月に一度、職員が定期見回りをしているということがあるのですけれども、公園で危険な木があった場合とか、そういった場合の判断、全体向きの判断なのですけれども、専門家、樹木医さんなどの診察というのですか、そういうのを受けて判断なんかはなされているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

現状におきまして、樹木医の方々など専門家の方の判断を受けているというところではございませんで、職員が目視によって倒れているかどうかというのを確認している状況です。以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） その点検を受けて危険木を予防的に早期に伐採するなんていうことを行ってはいるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 公園の樹木についてのところでお答えさせていただきます。

公園の樹木について予防的な伐採というところは、現状、なかなか行うことができていない状況になっておりますけれども、例えば松枯れ被害などが出ているような松につきましては、ぱっと見た段階で赤くなっておりまして、もう枯れているなということが分かりますので、それについては予防的に伐採している例も一部ございます。

そのほかに、ほかの樹木についても明らかに枯れていて倒木の危険があるなというものにつきましては、予防的な伐採というところも行っている例もあります。

ただ、全般的にそれができているかというと、定期的見回りではできていない状況ですけれども、発見したときには予防的な対処というのはやっている状態でございます。以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 今は公園の件でお伺いしたのですけれども、年間的には大体何本くらいの木が伐採されているのでしょうか。道路、公園、全ての件で。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

赤道に関しましては、今年度、実際に伐採した箇所は2か所ございまして、これは町のほうの対応で行っております。それから、地域の方々に御協力をいただいて、事前に伐採、倒木のおそれがあるというところを伐採していただいたという事例もございます。

議長（石垣正博君） 続いて、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） お答えします。

町道につきましては、令和6年度については、パトロールの中と合わせまして60か所対応させていただいております。7年度につきましては8か所対応させていただいております。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

予防的に伐採した木というところで、今年度はまだ行っておりませんが、今議会において予算、松枯れ被害が起きた木について4本、伐採の費用を計上させていただいております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 今の答弁で、ちょうど令和6年度は60か所でしたっけ、そして今年度はまだ一桁台ですよ。の本数を伐採しているということですか。この差はどういうことなのでしょう。これからまだまだ伐採する予定とかはあるのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） お答えします。

支障になる木について伐採を行っておりますので、これから冬期になると雪が降ってちょっと垂れ下がったりというのが多くなりますので、そちらの伐採のほうで増えていくものと考えております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 冬期になったら伐採ということなのですが、根の近くから切るのか、その邪魔になっているところの枝だけを払うのか、どういったことをやっているのか教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） 町のほうとしましては、根まで切らずに枝払いのほうだけさせていただいております。所有者が民間の方の場合もありますので、そちらについては町のほうから御連絡して、お願いして伐採していただいている状況になります。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） その伐採なのですが、伐採に対応してくれる委託

業者なんていうのは町にはいるのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） 町道につきましては、緊急維持業者のほうにお願いしております、町内の寺嶋建設工業さんのほうに年間として委託しておりますので、そちらのほうで伐採のほうを行っていただいております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） あと、例えばさっき、自分の、よそ様のうちの敷地とかということで、道路に面した私有地の木が外に出ている、そういった場合、町としてどこまで介入、助言というのができているのか教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） 民地の木につきましては、所有者の管理が原則としてありますので、町からはお願いという形で区長さんを通じて行っております。ただ、緊急性がある場合、木が倒れてきた場合などは、法律に基づきまして町のほうで撤去などを行っている状況です。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） じゃあ町のほうで撤去といっても、個人のものでしたら後から、法律に基づいてだからきっと町で持つのかと思うのですが、その所有者の方の責任とかということで幾らか代金を補助、お支払いいただくなんていうことはないのですか。全く切ってもらったもの勝ちなのではないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） お答えします。

緊急性のあるものについては町のほうで伐採はいたしますが、木の処分などを行っていません、そちらについては所有者のほうに行っていただいております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 倒木というか、そういう危ない木については行政区や地域の住民の皆様からの情報で共同点検などが行われ、町としてはそれで安全対策を担っているという認識でよろしいのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

今議員さんがお話いただいた件は、赤道はそのような状況にございますが、町道ですとか公園につきましてはそれぞれ担当課のほうで見回

り等も行っておりますので、町道のほうにおいてはそのような御協力もいただいているという内容でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） あと、町として将来を見据えた樹木管理、何ていうのかな、管理計画みたいなのは行っているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

その場所等にもよると思いますが、あくまで全部が町のほうの所有地の中に入っている木という形ではございませんで、民地の場合もございまして、全てその木に関して計画的にというところではなかなか難しいところがございますので、やはりその状況に応じた対応という形になろうかと思えます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） あと、住民の方からちょっと依頼あったことがあるのですけれども、公園の木の伐採した後、その後何も植樹されていない、私たちは桜の季節を楽しみにしているのに、桜の苗木の1本、2本を植えてもらおうと助かるんだなというお言葉がありました。そういった対応は今後はあんまり大郷町では積極的には行っていないということなのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

現時点で、桜の木を植えるとかそういった計画があるわけではございませんけれども、もしやはり公園に桜の木を満開にさせたいとか、そういうニーズとか御要望が高まってまいったときには、ちょっと考えてみたいなというふうに思っています。

それと、あとその管理というものも含めて考えていくこととなりますけれども、やはり町民の皆様がそれを望んでいらっしゃるというふうなことになるれば、それも検討しなければならないかなというふうには考えさせていただきます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） （2）に行きます。（2）は、答弁書どおりに電力さんと情報共有も行い、電線損傷の未然防止に努めているということなので、引き続き安全対策のほう、よろしくお願ひしたいと思えます。

次は、大綱2に行きます。ふれあい農園についてお伺ひします。

この事業、貸農園の事業が始まってから何年たつのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

正確に何年たつかというところは、申し訳ございません、今情報を持ち合わせていないのですけれども、私が確認した記録では、平成の一桁ぐらいからは貸農園事業をやっていたかと思えます。途中一時期、一旦やめて、そしてまた復活させたというような経緯もございませぬけれども、それぐらい、もう三、四十年はたっているのかなというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） ふれあい農園の看板を見ますと、農業・農村活性化農業構造モデル事業となっております。これの内容についてお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 申し訳ございません。詳細を把握しておりませぬので、あと確認をしておきます。申し訳ございません。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） そして、事業主体は大郷町と看板にうたっております。利用目的は、貸農園のみでその事業が行われていく場所なのでしょうか。事業形態を変えることなどはできないのですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

今現在としては貸農園というところで事業を行っているところではございませぬけれども、そのスキームを変えるというところはまだ条例、場合によってはその条例を見直すということも必要になってくるかと思えますけれども、必ずしもそれでのみしかできないというふうなことには、将来的にそれのみしかできないというふうなことにはならないと思えます。制度をちょっと変えれば、別のやり方ももしかするとできるかなというふうには思えます。以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） そして、農園は当初から約2.3ヘクタールでスタートした農園なんですよ、きっとね。それで、今年度で賃貸契約が終了するに当たり、地権者の方に何らかの説明とかは行われているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

これからやらなければならないというふうに思っております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） これからというと、3月まで、お正月間もなくだからあれなのですけれども、いつ頃までその方針を伝える予定なのですか。3月にやるから、やめるからと言われても、地権者の方は困るような気がするのですけれども。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

まずは、その地権者様と来年度の契約をどうしますかというところのお話をしなければならぬのですけれども、それがその3月というところではあまりにも遅過ぎますので、一旦目標として考えているのは、年内中には一度そういう機会を持てればいいなというふうには思っております。もしそれが年内中は難しい場合でも、年明け早々には、来年度、4月以降の契約に向けた話合いの場というものは持ちたいというふうに考えております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 地権者の人も、今、今というか、12月になって何も言われなかったら、きっとさっきの、何だ、大郷農園のように自動継続のかな、私たちもなんて思ってしまうかもしれませんよね。だから、早めにどうするのか、町長に伺います。この農園は利用中止とするべきか、このままこの形態で続行するのか。それとも、形態を変えて新たにリニューアルして、大郷町にいろんな方が寄って農業を楽しんでもらえる施設として生き返らせるのか。町長はどのようにお考えなのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 利用形態というか、少ないので、先ほど熱海議員にも答弁した内容とも重なるけれども、もう1回やはり広報すべきなのかなと思います。借りている人については大事にしていかなきゃないし、やめるからというと、別のところに行ってくださいということになる、たった一区画とはいえ、と思います。そこは重視しなきゃない。

それで、もしかするともっと借りる人がいるかもしれない。広報の仕方によって。地代が高いか、どういう理由で来ていないか、広報が足りないかもしれないし、その辺をもうちょっと検討させていただきたいと思います。

あと、地権者の方についてのこの土地、果たして全部要るかということもやはり考えていかなきゃいけない。あの区画の半分ぐらいを別の用途に使うとか、効果的な用途があればそれは町で使ってもいいのだろう

し、でなければ、やはりお返しするような形になっていくと思います。  
管理費だけかかるので。

その辺、先ほど課長からも言っていた、地権者とも1回とにかくできる限り早めにお話をしながら、早期に、来年の春までには方向性を決めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 私、ふれあい農園、かなり好きでこの話、話題にするのですけれども、ある職員さんから言われました。これやるよと言ったって、誰やるの、恵子さんと言われました。

それで、私、去年の夏、ちょっと一区画、花の苗300ばかりちょっと知り合いから頂いたもので、植えてみようかなと言って、ひとまず朝5時頃起きて植え方しました。やはりなかなかね、やったことがない人がやるというのは大変なことです。自分でやってみて大変だったのだから、職員さん、こうやって誰がするのというのは、本当に正直なことだと思います。職員さんたちに、議会のときどうするのこうするのと言うのではなく、やはりみんなでこれは考えていかなきゃいけない問題だなと思って考えていたら、ちょっと私のアイデア、町長、聞いていただけますか。

貸農園というのは、やはりそもそも最初からそれでやっているの、その形は一応残します。あと、可能ならば目的に合わせて、ここは何のブースという感じでちょっと分けていただいて、本来の貸農園の場として1つ、あと交流人口増を目指した野菜の摘み取りイベントの場として、先日、先ほども誰か言ったけれども、地域おこし協力隊がネギ掘りワンダーランドで、約260名の方が、家族連れの方もいたので260名の方が参加されたというの聞いております。

そのお客さんの中にも、ダイコン掘りとかあるといいよね、芋掘りとかあるといいよねという言葉もあったということも聞きました。そういう摘み取り農園の場として1つ。

あと、野菜作り初心者の方への指導員つき体験農園、年取って、失礼だけれども、でも農家は上手だぞという先生的なおじいさん、おばあさんを集めて、その人たちに指導員として頑張っていただく。そういった、何だろうな、年取った人も活躍できる場を町として与える、与えるというの失礼なのだけれども、そういった場になってくれればいいかなと思いました。

あと、もう一つ、ブルーベリーなど、ちょっとした木を植えてもらえ

る、植えた、そうやって畑でなく木々があるコーナーを1つ。あと、お花畑も少し片隅のほうにも1つあればいいかなと思いました。

あと、私、小学校のときに理科の先生がすごく芋掘りとか上手で、小学校4年のときになると、吉岡小学校って必ず芋を植えさせられて、それが必ず給食に出て、給食の時間の放送で「何年何組が作りましたジャガイモです」と、そういうのを1年に1回、2回出て、給食の時間にみんなでおあなんて騒いで楽しかった思い出があるのですけれども、それで、小中学生の農業体験、今は何か環境学習というそうなのですけれども、環境学習の場として野菜の収穫、もちろん収穫したら自宅に持ち帰ったり、ジャガイモとかもつものであれば給食に取り入れてもらったり、あとそしてできればフードバンクや子供食堂を運営しているところで利用、その野菜を利用してもらったり、社会貢献をする子供たちを育成することにその畑を活用することはできないものかなということを考えてました。

社会貢献して一生懸命頑張っている子供に対してはいろんな地域の方からとか、応援したくなる子供というのですか、私も子供3人いたけれども、応援したい子供としたくない子供、確かに自分の子供でもいるんですよ。でも、こうやって野菜作り、一生懸命やっていて、恵まれないというか、子供食堂にあの人たちのジャガイモやっているんだって、そういう、何ていうのかな、大郷の子供たちの心の教育の場として、あの農園を再活用してもらいたい気持ちはあります。町長、いかがでしょうか。私のちょっと一晩寝ないで考えたアイデアです。

議長（石垣正博君） ちょっと長かったな。答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 様々な考え方、可能性があると思います。いずれにしても、先ほどもお話ししましたが、町でそのPRがやはり少なかったと思う。あそこのこういう場所にこのぐらいの値段で借りられる、こういうスペースがあるとか、それで今、鈴木議員が言ったようないろんな可能性はある、使い方としてね。それに魅力を感じれば、借りる人、需要があるのだと思います。

その辺を含んで、なるべく早い機会に結論というか、方向性を出すということを先ほどお話し申し上げましたが、その可能性のあることを、それができないのであれば別なんですけど、ある方はあそこを宅地にしたらという方もおります。昭和生まれの人はお墓と言うだろうし、田舎生まれの人はお墓と言うのですけれども、町の人には全然気にしませんからというお話もいただいております。

いずれにしても、そういう使い方としてはあると思いますので、取りあえずは農地、その中で今いただいたアイデアを含むと、いわゆるレジャー農園的な、観光農園的な交流施設にもつながるしということのやつで、どれが一番効果的なのか、あるいは継続性です、一番は。短期で終わってしまうと困るので。その辺も含めながら検討させていただきます。いろんな御意見をいただきましたので、後で一晩寝なかった分、ペーパーに書いていただければと思います。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） そして、もう一つ言い忘れました。あそこにはクラブハウスというきちんと基礎打ちをした、まあ古くはなっていますが、昨日行ってちょっと戸を開けてみたら、テーブルから椅子から冷蔵庫からって、まあ冷蔵庫はもう使えない状態なのかもしれないけれども、きちんとした、何だろ、農業をして、私、前回、委員会か何かで言ったのですけれども、ちょっとした花の寄せ植えとかを作ってそこに置いておいて、そこで作業をするような場所的に、とってもいいなと思った場所もありました。

やはりああいった、何だろ、既存の施設なんですよ、あれも1つのね。それも大事に使えるように、本当に町長、考えていっていただきたいと思います。では、よろしくお願いします。

では、大綱3に行きます。教育長・代表監査委員の不在についてということで、不在時には教育長職務代行者、これは誰が行ったのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

職務代理者としまして教育委員の1名を指定しておりますので、その方が代行しております。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 今回ね、選挙があつて町長が新しくなつて、それで教育長の突然の退任、その直後から選任に向けて検討は行っていたと思ったのですけれども、それでも一般質問の通告を契機に人選が進んだということはないのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） それはないです。それ以前に決まっています。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） じゃあ（2）の、金曜日には新しい教育長さんの予定者

のお名前が分かるということですよ。はい、分かりました。

では、任期が、代表監査委員さんの任期満了は、人選に苦慮していたということで、不在期間中、監査業務の影響や法令上で何か支障はないのでしょうか、この不在ということで。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

監査委員は今1人おりますので、1人で今頑張っていたというところでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 今後、監査委員さんのみならず、任期がこの人はここで切れるとかというのを、きっとあると思うのですけれども、そういったことの管理というのですか、遅れを取らない管理というのですか、そういったものは今まではできていたということなののでしょうか。それとも、たまたま今回そういったことなののでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） それぞれの任期につきましてはこちらで掌握してございまして、それぞれ、今回につきましては町長選があって、新しい石川町長が就任されて以降、すぐ9月の定例会もございまして、先ほど町長答弁にもございましたが、人選に苦慮しておりましたので、ちょっと遅れましたが、今回、新たに追加提案をさせていただくということにしてございます。

7番（鈴木恵子君） 一般質問を終わります。

議長（石垣正博君） それでは、鈴木恵子議員の一般質問を終わります。

---

議長（石垣正博君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでございました。

午 後 4 時 3 4 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員